

コンピュータ通信網サービス契約約款

令和6年4月1日

株式会社トークネット

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 条 約款の適用	1
第 2 条 約款の変更	1
第 3 条 用語の定義	1
第 2 章 コンピュータ通信網サービスの種類等	3
第 4 条 コンピュータ通信網サービスの種類	3
第 5 条 コンピュータ通信網サービスの品目等	3
第 3 章 コンピュータ通信網サービスの提供区域	4
第 6 条 コンピュータ通信網サービスの提供区域	4
第 4 章 契 約	5
第 1 節 第 1 種コンピュータ通信網サービスに係る契約	5
第 7 条 契約の種別	5
第 8 条 契約の単位	5
第 9 条 契約者回線の終端	5
第 10 条 収容コンピュータ通信網サービス取扱所	5
第 11 条 第 1 種契約申込の方法	5
第 12 条 第 1 種契約申込の承諾	5
第 13 条 最低利用期間	6
第 14 条 品目の変更	6
第 15 条 通信又は保守の態様による細目の変更	6
第 16 条 契約者回線の移転	6
第 17 条 契約者回線の異経路	6
第 18 条 契約者回線の利用の一時中断	6
第 19 条 その他の契約内容の変更	6
第 20 条 第 1 種契約に基づく権利の譲渡の禁止	7
第 21 条 第 1 種契約者が行う第 1 種契約の解除	7
第 22 条 当社が行う第 1 種契約の解除	7
第 23 条 その他の提供条件	7
第 2 節 削除	8
第 24 条 削除	8
第 25 条 削除	8
第 26 条 削除	8
第 27 条 削除	8
第 28 条 削除	8
第 29 条 削除	8
第 30 条 削除	8
第 31 条 削除	8

第3節 削除	9
第31条の2 削除	9
第31条の3 削除	9
第31条の4 削除	9
第31条の5 削除	9
第31条の6 削除	9
第31条の7 削除	9
第31条の8 削除	9
第4節 削除	10
第31条の9 削除	10
第31条の10 削除	10
第31条の11 削除	10
第31条の12 削除	10
第31条の13 削除	10
第31条の14 削除	10
第31条の15 削除	10
第31条の16 削除	10
第31条の17 削除	10
第31条の18 削除	10
第5節 第5種コンピュータ通信網サービスに係る契約	11
第31条の19 契約の種別	11
第31条の20 契約者回線の終端	11
第31条の21 第5種契約申込の方法	11
第31条の22 第5種契約申込の承諾	11
第31条の23 最低利用期間	11
第31条の24 設備の態様による細目の変更	11
第31条の25 その他の提供条件	11
第5章 付加機能	12
第32条 付加機能の提供	12
第32条の2 付加機能の最低利用期間	12
第33条 付加機能の利用の一時中断	12
第6章 端末設備の提供等	13
第34条 端末設備の提供	13
第35条 端末設備の移転	13
第36条 端末設備の利用の一時中断	13
第7章 回線相互接続	14
第37条 当社又は他社の電気通信回線との接続	14
第37条の2 相互接続点の所在場所の揭示等	14

第8章 利用中止等	15
第38条 利用中止	15
第39条 利用停止	15
第39条の2 接続休止	15
第9章 通 信	17
第40条 通信の条件	17
第41条 通信利用の制限	17
第41条の2 削除	17
第10章 料金等	18
第1節 料金及び工事に関する費用	18
第42条 料金及び工事に関する費用	18
第2節 料金等の支払義務	18
第43条 料金の支払義務	18
第43条の2 削除	19
第44条 工事費の支払義務	19
第45条 線路設置費の支払義務	19
第46条 設備費の支払義務	20
第3節 料金の計算方法等	20
第47条 料金の計算方法等	20
第4節 割増金及び遅延損害金	20
第48条 割増金	20
第49条 遅延損害金	20
第11章 保 守	21
第50条 第1種契約者の維持責任	21
第51条 第1種契約者の切分責任	21
第52条 修理又は復旧の順位	21
第12章 損害賠償	22
第53条 責任の制限	22
第54条 免 責	22
第13章 雑 則	23
第55条 承諾の限界	23
第56条 利用に係る契約者の義務	23
第57条 サービスの提供範囲	23
第58条 第1種契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	23
第59条 技術的事項及び技術資料の閲覧	23
第60条 情報の削除等	24

第60条の2	児童ポルノ画像等のブロッキング	24
第60条の3	注意喚起	24
第61条	法令に規定する事項	24
第62条	閲覧	24
第14章	附帯サービス	25
第63条	附帯サービス	25
別記		26
1	コンピュータ通信網サービスの提供区域等	26
2	契約者の地位の承継	26
3	契約者の氏名等の変更	26
4	契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	26
5	自営端末設備の接続	27
6	自営端末設備に異常がある場合等の検査	27
7	自営電気通信設備の接続	27
8	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	28
9	当社の維持責任	28
10	IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等	28
11	トラヒックレポートサービスの提供	29
12	ルータ等の提供	29
13	電子証明書の設定	29
13-1	電子証明書の販売代行	30
13-2	各種設定作業等の代行	30
14	緊急地震速報配信サービスの提供	30
15	インターネット接続事業者	31
16	新聞社等の基準	31
17	技術資料の項目	31
18	コンピュータ通信網サービスにおける禁止事項	31

料 金 表	34
通則	34
第 1 表 料金	37
第 1 定額利用料	37
I 第 1 種コンピュータ通信網サービスに関する料金	37
II 削除	67
III 削除	67
IV 削除	67
V 第 5 種コンピュータ通信網サービスに関する料金	68
第 2 削除	88
第 2 表 工事に関する費用	89
第 1 工事費	89
第 2 線路設置費	94
第 3 設備費	96
第 3 表 附帯サービスに関する料金	97
第 1 申請手数料	97
第 2 ドメイン名維持管理料	97
第 3 ルータ等に係る料金等	98
第 4 電子証明書の設定	102
第 5 緊急地震速報配信サービスに係る料金等	103
料金表別表 1 イーサネット方式の伝送速度	106
料金表別表 2 学校に限定した定額利用料の割引の適用	107
料金表別表 3 高額利用割引に係る定額利用料の割引の適用	108
別 表	
コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項	110
附 則	112

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、このコンピュータ通信網サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりコンピュータ通信網サービスを提供します。

2 前項のほか、当社は、コンピュータ通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 コンピュータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 コンピュータ通信網サービス	コンピュータ通信網を使用して行う電気通信サービス
5 コンピュータ通信網サービス取扱所	コンピュータ通信網サービスに関する業務を行う当社の事務所
6 取扱所交換設備	コンピュータ通信網サービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される遠隔集線装置を含みます。）
7 第1種契約	当社から第1種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
8 第1種契約者	当社と第1種契約を締結している者
9 削除	
10 削除	
11 削除	
12 削除	
13 削除	
14 削除	

15	削除	
16	削除	
17	第5種契約	当社から第5種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
18	第5種契約者	当社と第5種契約を締結している者
19	第1種契約等	第1種契約又は第5種契約
20	契約者	第1種契約者又は第5種契約者
21	契約者回線	第1種契約等に基づいて、取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所又は当社が指定する収容コンピュータ通信網サービス取扱所内の場所との間に設置される電気通信回線（電気通信回線設備を使用し、双方向に通信可能な伝送路をいいます。以下同じとします。）
22	収容コンピュータ通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているコンピュータ通信網サービス取扱所
23	協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者（事業法に定める登録を受けた者又は事業法に定める届出をした者をいいます。以下同じとします。）
24	特定協定事業者	協定事業者のうち東日本電信電話株式会社
25	削除	
26	相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
27	インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
28	契約者回線等	(1)契約者回線 (2)インターネット接続事業者との相互接続点 (3)その他当社が必要により設置する電気通信設備
29	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物であるもの
30	自営端末設備	契約者が設置する端末設備
31	自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
32	技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び専用回線端末等の技術的条件
33	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 コンピュータ通信網サービスの種類等

(コンピュータ通信網サービスの種類)

第4条 コンピュータ通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
1 第1種コンピュータ通信網サービス	取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供するコンピュータ通信網サービス
2 削除	
3 削除	
4 削除	
5 第5種コンピュータ通信網サービス	取扱所交換設備と当社が指定する収容コンピュータ通信網サービス取扱所内の場所との間に電気通信回線又はセキュリティ交換設備（ファイアウォール機能等のセキュリティ機能を有し、送受信IPアドレスによる符号の伝送交換を行う設備をいいます。以下すべて同じとします。）若しくは、その両方を設置して提供するコンピュータ通信網サービス

(コンピュータ通信網サービスの品目等)

第5条 コンピュータ通信網サービスには、料金表第1表（料金）に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

第3章 コンピュータ通信網サービスの提供区域等

(コンピュータ通信網サービスの提供区域)

第6条 当社のコンピュータ通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

第1節 第1種コンピュータ通信網サービスに係る契約

(契約の種別)

第7条 第1種コンピュータ通信網サービスに係る契約（以下「契約」といいます。）には、次の種別があります。

- (1) 第1種契約

(契約の単位)

第8条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第1種契約を締結します。この場合、第1種契約者は、1の第1種契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第9条 当社は、第1種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、第1種契約者と協議します。

(収容コンピュータ通信網サービス取扱所)

第10条 契約者回線は、その契約者回線の終端のあるコンピュータ通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容コンピュータ通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(第1種契約申込の方法)

第11条 第1種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第1種コンピュータ通信網サービスの品目及び通信又は保守の態様による細目
- (2) 契約者回線の終端の場所
- (3) その他第1種コンピュータ通信網サービスの内容を特定するために必要な事項

(第1種契約申込の承諾)

第12条 当社は、第1種契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

- 2 削除
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 第1種契約の申込みをした者がコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第13条 第1種コンピュータ通信網サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第1種契約者は、前項の最低利用期間内に第1種契約の解除、第1種コンピュータサービス品目の変更若しくは料金表第1表(料金)に定める通信又は保守の態様による細目の変更又は契約者回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(品目の変更)

第14条 第1種契約者は、第1種コンピュータ通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(第1種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(通信又は保守の態様による細目の変更)

第15条 第1種契約者は、その契約者回線について、通信又は保守の態様による細目の変更を請求することができます。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(第1種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第16条 第1種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、第12条(第1種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第17条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第1種契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(契約者回線の利用の一時中断)

第18条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(その他の契約内容の変更)

第19条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第11条(第1種契約申込の方

法)第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第12条（第1種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第1種契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第20条 第1種契約者が第1種契約に基づいて第1種コンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（第1種契約者が行う第1種契約の解除）

第21条 第1種契約者は、第1種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめコンピュータ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行う第1種契約の解除）

第22条 当社は、第39条（利用停止）の規定により第1種コンピュータ通信網サービスの利用停止をされた第1種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第1種契約を解除することがあります。

- 2 当社は、第1種契約者が第39条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種コンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその第1種契約を解除することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定により、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第23条 第1種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第 2 節 削除

第24条 削除

第25条 削除

第26条 削除

第27条 削除

第28条 削除

第29条 削除

第30条 削除

第31条 削除

第 3 節 削除

第31条の2 削除

第31条の3 削除

第31条の4 削除

第31条の5 削除

第31条の6 削除

第31条の7 削除

第31条の8 削除

第 4 節 削除

第31条の9 削除

第31条の10 削除

第31条の11 削除

第31条の12 削除

第31条の13 削除

第31条の14 削除

第31条の15 削除

第31条の16 削除

第31条の17 削除

第31条の18 削除

第5節 第5種コンピュータ通信網サービスに係る契約

(契約の種別)

第31条の19 第5種コンピュータ通信網サービスに係る契約については、1年未満の期間を指定して当社から第5種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約は締結しません。

(契約者回線の終端)

第31条の20 当社は、当社が指定する収容コンピュータ通信網サービス取扱所内の堅固に施設できる地点に配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、第5種契約者と協議します。

(第5種契約申込の方法)

第31条の21 第5種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第5種コンピュータ通信網サービスの品目及び設備の態様による細目
- (2) 契約者回線の終端とする場所
- (3) その他第5種コンピュータ通信網サービスの内容を特定するために必要な事項

(第5種契約申込の承諾)

第31条の22 当社は、第5種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第5種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第5種コンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第5種契約の申込みをした者がコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第31条の23 第5種コンピュータ通信網サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第5種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第5種契約者は、前項の最低利用期間内に第5種契約の解除、第5種コンピュータ通信網サービスの品目又は料金表第1表(料金)に定める設備の態様による細目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(設備の態様による細目の変更)

第31条の24 第5種契約者は、その契約者回線について、設備の態様による細目の変更を請求することができます。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は前項の請求があったときは、第31条の22(第5種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第31条の25 契約の単位、契約者回線の移転、契約者回線の利用の一時中断、その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、第1種契約の場合に準ずることとします。

2 前項に規定するほか、第5種契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第5章 付 加 機 能

(付加機能の提供)

第32条 当社は、契約者から請求があったときには、次の場合を除き、その第1種契約等について、料金表第1表（料金）の定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務遂行上支障があるとき。

2 当社は、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用停止又は廃止を行うことがあります。

(付加機能の最低利用期間)

第32条の2 当社が別に定める付加機能については、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、その付加機能を提供した日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、当社が別に定める期日までに料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

(注) 本条の当社が別に定める付加機能とは、料金表第1表に定める回線冗長化機能及び契約者回線二重化機能をいいます。

(付加機能の利用の一時中断)

第33条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第34条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について、料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第35条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第36条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線との接続)

第37条 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との相互接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(相互接続点の所在場所の揭示等)

第37条の2 当社は、相互接続点の所在場所について、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所に揭示するものとします。

- 2 前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第38条 当社は、次の場合には、コンピュータ通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第41条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第37条の2（相互接続点の所在場所の掲示等）の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。

2 当社は、前項の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第39条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのコンピュータ通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったコンピュータ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増料金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのコンピュータ通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第56条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって、コンピュータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備などに著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合、又はあきらかに法律違反と目される行為があった場合には、この限りではありません。

(接続休止)

第39条の2 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社のコンピュータ通信網サービスを全く利用できなくなったときは、そのコンピュータ通信網サービスについて接続休止（そのコンピュータ通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのコンピュータ通信網サービスを一時的に利用

できないようにすることをいいます。以下同じとします。) とします。

ただし、そのコンピュータ通信網サービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことをお知らせします。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことをお知らせします。

第9章 通 信

(通信の条件)

第40条 契約者回線に係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。

(通信利用の制限)

第41条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記16に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社が別に定める電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。
- 4 当社は、契約者が当社が別に定める基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、コンピュータ通信網に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用若しくは運営に支障を与える場合には、コンピュータ通信網サービスの利用を制限することがあります。

第41条の2 削除

第10章 料 金 等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第42条 当社が提供するコンピュータ通信網サービスの料金は、回線使用料、加算額、付加機能使用料及び機器使用料とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するコンピュータ通信網サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

(注) 第1項に規定する料金は、当社が提供するコンピュータ通信網サービスの態様に応じて、回線使用料、加算額、付加機能使用料及び機器使用料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第43条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線又は端末設備若しくは付加機能の提供を開始した日から起算して、契約の解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する料金を支払っていただきます。

ただし、協定事業者の提供するインターネット接続サービスの契約に基づき、当社のコンピュータ通信網サービスの提供を受けるために契約を締結した者は、料金の支払いを要しません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、コンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄若しくは3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算し	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金

て、24時間以上その状態が連続したとき。	
2 当社の故意又は重大な過失によりそのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金
3 移転に伴って、コンピュータ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりコンピュータ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金

3 削除

第43条の2 削除

（工事費の支払義務）

第44条 契約者は、第1種契約等の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第45条 第1種契約者は、次の場合には、料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返しします。

- (1) 契約者回線の終端がコンピュータ通信網サービス区域外となる第1種契約申込をし、その承諾を受けたとき。
- (2) 契約者回線の終端がコンピュータ通信網サービス区域外にある契約者回線について、その品目の変更を請求し、その承諾を受けたとき。
- (3) 移転後の契約者回線の終端がコンピュータ通信網サービス区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、第1種契約者は、解除等があったときまでに着手した工事（コンピュータ通信網サービス区域外における契約者回線の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第46条 契約者は、異経路の請求又は特別な電気通信設備の新設を要する第1種契約等の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設備等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合には、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社はその設備費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があったときには前項の規定にかかわらず、契約者は解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第47条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び遅延損害金

（割増金）

第48条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、支払っていただきます。

（遅延損害金）

第49条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 1 1 章 保 守

(契約者の維持責任)

第50条 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第51条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、コンピュータ通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判断した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第52条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第41条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順 位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記16に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその収容コンピュータ通信網サービス取扱所を変更することがあります。

第 1 2 章 損害賠償

(責任の制限)

第53条 当社は、コンピュータ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、コンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するコンピュータ通信網サービスに係る料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりコンピュータ通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則に準じて取り扱います。

(免責)

第54条 当社は、コンピュータ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第 1 3 章 雑 則

(承諾の限界)

第55条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款又は料金表において別段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る契約者の義務)

第56条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が第1種契約等に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が第1種契約等に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社が第1種契約等に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 当社が提供する電子メール機能を利用するにあたって、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)又は特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の規定に違反して電子メールの送信を行わないこと。

(6) 当社又は他人の権利を侵害する、法令に反する若しくは公序良俗に反する態様、又はその恐れがある態様(その態様が、いずれかの態様に結びつく場合、又は結びつくおそれがある場合を含みます。)でコンピュータ通信網サービスを利用しないこと。

なお、別に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 契約者は、その第1種契約等をもってコンピュータ通信網サービスを他人に利用させる場合(以後、この項において、この他人のことを「利用者」といいます。)、契約者同様にこの契約約款の規定を遵守させるものとし、当社は、利用者の行為をその契約者の行為とみなします。

3 契約者は、前2項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(注) 本条第1項第6号に規定する別に定める禁止事項とは、別記18に定めるところによります。

(サービスの提供範囲)

第57条 契約者は、別記15に定めるインターネット接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この契約に基づき料金を請求することを承認していただきます。

(契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第58条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第59条 コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において、コンピュータ通信網サービスを利用するうえで参考となる別記17の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(情報等の削除等)

第60条 当社は、契約者の利用について第56条（利用に係る契約者の義務）第1項第5号又は第6号に違反した場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム又は請求等（以下、「クレーム等」といいます。）が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由でコンピュータ通信網サービスの運営上不適切と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第56条（利用に係る契約者の義務）第1項第5号又は第6号に違反する行為をやめるように要求します。
 - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
 - (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。
- 2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(児童ポルノ画像等のブロック)

第60条の2 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するため、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像（以下、この条において「画像等」といいます。）について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像等を閲覧できない状況に置くことがあります。

- 2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像等の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 3 当社は、前2項の措置について児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、通信の秘密を不当に侵害しないこと及び違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

(注意喚起)

第60条の3 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレスから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、契約者に注意喚起を行うことがあります。

(法令に規定する事項)

第61条 コンピュータ通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定める事項については、別記5から別記9に定めるところによります。

(閲 覧)

第62条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第63条 コンピュータ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から14に定めるところによります。

別 記

1. コンピュータ通信網サービスの提供区域等

- (1) 当社のコンピュータ通信網サービスは、次に掲げる都道府県の区域において提供します。

県 の 区 域
全国

- (2) 当社のコンピュータ通信網サービスの業務区域は、次に掲げる都道府県において提供します。

県 の 区 域
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

- (3) 当社のコンピュータ通信網サービスの提供区間は、契約者回線の終端相互間、契約者回線の終端と相互接続点との間及び相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）とします。

2. 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書面を添えて、速やかにコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3. 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかにコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

4. 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます
- (2) 当社が第1種契約等に基づいて設置する端末設備等に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5. 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（同法第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6. 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が同項の技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7. 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8. 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

(1) 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9. 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10. IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に代わって社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）又は株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）にその第1種契約等に係るIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下、同じとします。）の割当て若しくは返却、その第1種契約等に係るドメイン名（JPRSによって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下、同じとします。）の割当て、変更、移転若しくは廃止、又はその第1種契約等に係るJPNIC等データベース（IPアドレス又はドメイン名の利用にあたりJPNIC又はJPRSに登録される情報をいいます。）の登録、変更若しくは更新の申請手続き等を行います。

(2) (1)の場合、契約者は、料金表第3表第1（申請手数料）に規定する手数料を支払っていただきます。

(3) 契約者は、当社が接続承認を行ったドメイン名を利用している場合は、料金表第3表第2（ドメイン名維持管理料）に規定する料金を支払っていただきます。

(4) 契約者は、ドメイン名を利用している場合において、その第1種契約等を解除する

ときは、そのドメイン名について、あらかじめ指定事業者（JPRSに対しドメイン名に係る各種申請手続き等の代行を行う事業者であって、JPRSが定める者をいいます。以下、同じとします。）の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。

(5) (4)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名について、廃止の申請手続きを行います。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。

(6) (1) から (5) に規定するほか、IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

11. トラヒックレポートサービスの提供

当社は、契約者から請求があったときは、コンピュータ通信網サービス（第5種コンピュータ通信網サービスに係るものを除きます。）に係るトラヒックレポートサービス（当社が別に定める方法によりトラヒックを測定し、契約者に通知するサービスをいいます。）を提供します。

12. ルータ等の提供

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、その高速イーサネット網サービスに係るルータ等（ルータ又はスイッチであって、契約者回線の終端と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に設置されるものをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(2) 当社は、契約者から請求があったときは、ルータ等の設置若しくは移転又はその他変更に係る工事を行います。この場合、契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する工事費の支払いを要します。

(3) ルータ等を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

(4) ルータ等に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

(5) 契約者がルータ等を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

(6) 契約者は、当社が提供したルータ等を善良な管理者の注意をもって契約者に保管していただきます。

(7) 契約者は、(6)の規定に違反してルータ等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(8) (1)から(7)に規定するほか、ルータ等に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

13. 電子証明書の設定

当社は、契約者から請求があったときは、電子証明書（当社が別に定める電子証明書発行会社が発行する電子証明書（公開鍵暗号方式に関する情報、公開鍵所有者に関する情報、製造番号、有効期間及び電子証明書発行会社の名称並びに電子書名から構成されるデータであって、電子証明書発行会社が運営する認証局より発行され、契約者のホームページ等（情報蓄積装置に蓄積されるものに限ります。）の申請を証する

もの。)に限ります。)を当社の情報蓄積装置へ設定します。この場合、契約者は料金表第3表第4(電子証明書の設定)に規定する工事に関する費用の支払いを要します。

13-1. 電子証明書の販売代行

当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定める電子証明書の販売を代行します。この場合、契約者は電子証明書の販売代行に関する費用の支払いを要します。

13-2. 各種設定作業等の代行

当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定める各種設定作業等を代行します。この場合、契約者は各種設定作業等の代行に関する費用の支払いを要します。

14. 緊急地震速報配信サービスの提供

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定める場合を除き、緊急地震速報配信サービス(気象庁が財団法人気象業務支援センター経由で発表する緊急地震速報(地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源、地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測した予報・警報をいいます。以下同じとします。)及び確定報を当社の電気通信設備及び当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備を使用して契約者向けに配信(当社が別に定める条件を満たすものに限ります。)する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を提供します。この場合、契約者は料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金及び工事費の支払いを要します。

(2) 専用受信端末(緊急地震速報配信サービスに対応した自営電気通信設備をいいます。以下同じとします。)は、契約者から提供して頂きます。

(3) 当社は、緊急地震速報配信サービスの利用により生じる結果について、いかなる責任も負いません。

(4) 当社は、気象庁から発表される緊急地震速報及び確定報の内容について一切の保証をしないものとし、緊急地震速報及び確定報の内容により生じた結果についていかなる責任も負いません。

(5) 当社は、気象庁又は財団法人気象業務支援センターのシステム障害等により緊急地震速報及び確定報の配信が遅延又は欠落したことにより生じた結果について、いかなる責任も負いません。

(6) 当社は、当社が別に定める電気通信事業者の電気通信事業の休止又は気象庁若しくは財団法人気象業務支援センターが緊急地震速報配信サービスに係る情報の発信の休止等により、契約者が緊急地震速報配信サービスを全く利用できなくなったときは、その緊急地震速報配信サービスについて、サービス休止(一時的に利用できないようにすることをいいます。以下、同じとします。)とします。

ただし、その緊急地震速報配信サービスについて、契約者から契約の解除の通知があったときは、この限りでありません。

(7) 当社は、(6)の規定によりサービス休止しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことをお知らせします。

(8) サービス休止の期間は、そのサービス休止をした日から起算して1年間とし、そのサービス休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱

います。この場合、その契約者にそのことをお知らせします。

- (9) サービス休止をした場合、契約者はサービス休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその緊急地震速報配信サービスの料金の支払いを要しません。
- (10) (1)から(9)に規定するほか、緊急地震速報配信サービスに係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

15. インターネット接続事業者

株式会社インターネットイニシアティブ、
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、
日本インターネットエクスチェンジ株式会社、BBIX 株式会社、
インターネットマルチフィールド株式会社

16. 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

17. 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
(1) 物理的条件
(2) 電气的条件
(3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

18. コンピュータ通信網サービスにおける禁止事項

契約者は、コンピュータ通信網サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別、誹謗中傷若しくは侮辱し、他人への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害、児童売買春若しくは預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為又はそれら犯罪に結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声、若しくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがあるものとして告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認又は使用期限切れの医薬品の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布の目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体及びその器官並びに加工品の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（いわゆる「ネズミ講」）を開設若しくは運営し、無限連鎖講に加入することを勧誘、又はこれらの行為を助長する行為
- (10) 当社の電気通信設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為、又はそれらを試みる行為
- (11) 不正アクセス行為又は不正アクセス行為を助長する行為、及び第三者になりすましてコンピュータ通信網サービスを利用し、当社の電気通信設備に際限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (12) ウイルス又はマルウェア等、有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又はそのおそれのある行為
- (15) 違法な賭博やギャンブルを行わせる行為、又は違法な賭博やギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲又は爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負、仲介又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物の殺傷若しくは虐待する画像等の情報、又はその他の社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを張る等その情報の所在を指し示す行為

- (20) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定又は多数の者により掲載等をさせることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく損害すると当社が判断した行為

料金表 通 則

(料金の計算方法)

- 1 当社は契約者がそのコンピュータ通信網契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 暦月の初日以外の日により契約者回線、付加機能又は端末設備の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日により契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止等があったとき。
 - (3) 暦月の初日に契約者回線、付加機能又は端末設備の提供の開始を行い、その日にその契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止等があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日によりコンピュータ通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 約款第43条（料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金前払いに伴う料金の減額)

- 5 契約者は、コンピュータ通信網サービスに関する料金について、当該月分を含む6か月分又は1年分の料金を一時に支払うことができます。
ただし、当該月分の料金が日割によるものであるとき、又は当該月分の料金が支払い期日までに支払われないときは、この限りではありません。
- 6 契約者が5の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その料金を次の割引率で減額します。

区 分	割引率
6か月分の料金を一時払いにより支払う場合	2.0%
1年分の料金を一時払いにより支払う場合	4.0%

- 7 一時払いにより料金が支払われたコンピュータ通信網サービス回線について、支払いを受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、6の規定にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区 分	料金の取扱い
コンピュータ通信網サービスの品目の変更又はコンピュータ通信網サービスの料金の改定等月額料金に変更があったとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。

	月額料金の額が減少したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。
契約者が現に利用しているコンピュータ通信網サービスに係る第1種契約等を解除すると同時に、新たに第1種契約等を締結してその場所でコンピュータ通信網サービスの提供を受けるとき。	新たに提供を受けるコンピュータ通信網サービスの月額料金の額が、解除するコンピュータ通信網サービスの月額料金の額より多いとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日から第1種契約等の解除があった日の前日までの解除されたコンピュータ通信網サービスの料金及び第1種契約等の解除があった日から支払を受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	新たに提供を受けるコンピュータ通信網サービスの月額料金の額が、解除するコンピュータ通信網サービスの月額料金の額より少ないとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日から第1種契約等の解除があった日の前日までの解除されたコンピュータ通信網サービスの料金及び第1種契約等の解除があった日から支払を受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。
第1種契約等の解除があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日からコンピュータ通信網サービスの解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額が支払いを受けた料金額より多いときは、その差額を支払って頂きます。 支払いを受けた料金の対象期間の初日からコンピュータ通信網サービスの解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額が支払いを受けた料金額より少ないときは、その差額をお返しします。

（料金等の支払い）

- 8 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5及び6の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

- 11 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が

別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 11に規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

12 約款第43条(料金の支払義務)から第46条(設備費の支払義務)までの規定等により、この料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

(料金等の臨時減免)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

14 当社は料金の減免を行った時は、関係のコンピュータ通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(高額利用割引)

15 当社は、料金表別表3に規定するところにより高額利用に係る定額利用料の割引を適用します。

(別に算定する費用の算定方法)

16 この約款における別に算定する実費は次のとおりとします。

(1) 定額利用料

定額利用料(月額) = 年経費(営業費 + 報酬 + 税金) × 1 / 12

(注) 営業費、報酬及び税金は、創設費にそれぞれ対応する年経費を乗じて算定します。

(2) 上記以外のもの

上記以外のものについては、物品費、取付け費及び間接費の合計額とします。

(注) 費用の内訳等

項目	区分	価格等	算定方法
物品費	—————	購入価格	
取付け費	(1) 労務費	1時間当たり人件費単金 ×延労働時間	左記の(1)(2)の合計金額
	(2) 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に 要する費用を加えたもの	
間接費	—————	当該工事に係る物品費及び取付け費以外に要する全ての 経費(ガソリン代、車両の維持費、測定器等の損料、 管理費等)	

第1表 料 金

第1 定額利用料

I 第1種コンピュータ通信網サービスに関する料金

1 適 用

区 分	内 容								
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、収容コンピュータ通信網サービス取扱所に契約者回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金（線路設備費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでコンピュータ通信網サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮します。</p>								
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーサネット方式のもの</td> <td>0.5Mb/s、1Mb/sから1Mb/sごとに35Mb/sまで、40Mb/sから5Mb/sごとに100Mb/sまで、200Mb/sから100Mb/sごとに900Mb/sまで、及び1Gb/sのもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 第1種コンピュータ通信網サービスに係る通信について、付加機能使用料に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。</p>	品 目	内 容	イーサネット方式のもの	0.5Mb/s、1Mb/sから1Mb/sごとに35Mb/sまで、40Mb/sから5Mb/sごとに100Mb/sまで、200Mb/sから100Mb/sごとに900Mb/sまで、及び1Gb/sのもの				
品 目	内 容								
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s、1Mb/sから1Mb/sごとに35Mb/sまで、40Mb/sから5Mb/sごとに100Mb/sまで、200Mb/sから100Mb/sごとに900Mb/sまで、及び1Gb/sのもの								
(3) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) 品質による区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">クラス1</td> <td>クラス2及びクラス3以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">クラス2</td> <td>収容コンピュータ通信網サービス取扱所の回線収容部（契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）において、通信が輻輳した場合にその契約者回線等に係る通信の利用が制限されることがあるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">クラス3</td> <td>契約者回線に係る区間が通常状態にある場合に、最低伝送速度（契約者回線に係る区間が通常状態にある場合において常に最低限伝送可能な速度をいいます。以下同じとします。）の符号伝送が可</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	クラス1	クラス2及びクラス3以外のもの	クラス2	収容コンピュータ通信網サービス取扱所の回線収容部（契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）において、通信が輻輳した場合にその契約者回線等に係る通信の利用が制限されることがあるもの	クラス3	契約者回線に係る区間が通常状態にある場合に、最低伝送速度（契約者回線に係る区間が通常状態にある場合において常に最低限伝送可能な速度をいいます。以下同じとします。）の符号伝送が可
区 別	内 容								
クラス1	クラス2及びクラス3以外のもの								
クラス2	収容コンピュータ通信網サービス取扱所の回線収容部（契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）において、通信が輻輳した場合にその契約者回線等に係る通信の利用が制限されることがあるもの								
クラス3	契約者回線に係る区間が通常状態にある場合に、最低伝送速度（契約者回線に係る区間が通常状態にある場合において常に最低限伝送可能な速度をいいます。以下同じとします。）の符号伝送が可								

能なものであって、コンピュータ通信網の状態によって契約者回線に係る区間において品目に係る符号伝送速度まで通信が可能であるもの

備考

1 品目がイーサネット方式のものであってクラス1のものについては、以下の区別があります。

区 別	内 容
コース1	下記以外のもの
コース2	この表の(16)から(18)欄までに規定しているサービス品質に係る料金の適用のうち、(17)欄の遅延時間のみが適用されるものであって、コース3以外のもの
コース3	この表の(16)から(18)欄までに規定しているサービス品質に係る料金の適用のうち、(17)欄の遅延時間のみが適用されるものであって、当社が別に定める数を超えてIPアドレスを利用することができないもの

2 コース2のものについては、以下の区分があります。

区 別	内 容
カテゴリー1	下記以外のもの
カテゴリー2	その契約者回線に係る回線使用料について、品目ごとにコンピュータ通信網の利用に係る部分と契約者回線の利用に係る部分を包括して料金設定しているもの

3 当社は品目がイーサネット方式のものであってクラス1のコース1のもの又はクラス1のコース2のカテゴリー1のもの若しくはクラス2の専用型のものについては、コンピュータ通信網の利用に係る部分と契約者回線の利用に係る部分の料金を合算して適用します。

(イ) セキュリティ機能による区別

セキュリティ機能による区別は、品目がイーサネット方式のものであってクラス2の共用型のもの及びクラス3のものにあります。

区 別	内 容
プラン1	下記以外のもの

プラン 2	その契約者にかかる契約者回線へその契約者以外の者から通信開始の要求があった場合にその通信開始の要求に係る内容があらかじめその契約者が指定したものであるときに限り、その要求に係る通信を行うことができるもの
備考 契約者が指定することのできる通信開始の要求に係る内容等は、当社が別に定めるところによります。	

(ウ) 専用型と共用型の区別

専用型と共用型の区別は、イーサネット方式のものであって、クラス2のものにあります。

区 別	内 容
専用型	共用型以外のもの
共用型	収容コンピュータ通信網サービス取扱所の回線収容部(契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)を複数の契約者回線数(当社が別に定める数とします。)で共用するもの

備考

- 1 共用型のものについては、10Mb/s及び100Mb/sの品目に限り提供します。
- 2 共用型においては、回線収容部に共用する契約者回線数によって、契約した品目の符号伝送速度での通信が行なえないことがあります。
- 3 プラン1の共用型(100Mb/sの品目に限ります。)のものについては、当社が別に定める回線収容部に共用する契約者回線数によってI型又はII型の区別があります。

(エ) IPアドレスの数による区別

IPアドレス(IPv4アドレスに限ります。)の数による区別は、クラス2のプラン1の共用型のもの及びクラス3の品目が1Gb/sのもの(最低伝送速度が100Mb/sのものを除きます。)のものにあります。

区 別	内 容
タイプ 0	IPアドレスの数について1個を越えて利用することができないもの
タイプ 1	IPアドレスの数について8個を越えて利用することができないもの
タイプ 2	IPアドレスの数について16個を越えて利用することができないもの
タイプ 3	IPアドレスの数について32個を越えて利用することができないもの

タイプ 4	IPアドレスの数について64個を越えて利用することができないもの
-------	----------------------------------

備考

- タイプ0については、クラス2のプラン1の共用型の品目が100Mb/sのもの(Ⅱ型のものに限ります。)及びクラス3の品目が1Gb/sのもの(最低伝送帯域が100Mb/sのものを除きます。)に限り提供します。
- タイプ3及びタイプ4については、クラス2のプラン1の共用型の10Mb/s及び100Mb/s(Ⅰ型のものに限ります。)の品目に限り提供します。

(ウ) 通信プロトコルによる区別

区 別	内 容
IPv4ネイティブ	その契約者回線に係る通信にIPv4プロトコルを利用するもの
IPv6ネイティブ	その契約者回線に係る通信にIPv6プロトコルを利用するもの
デュアルスタック	その契約者回線に係る通信にIPv4プロトコル及びIPv6プロトコルを利用するもの

備考

- IPv6ネイティブ及びデュアルスタックは、イーサネット方式のものであって、クラス1のコース1のもの、クラス2のもの及びクラス3のものに限り提供します。
- IPv4プロトコル及びIPv6プロトコルに係るアドレスの付与等については、当社が別に定めるところによります。

(カ) 料金の適用方法による区別

区 別	内 容
定額型	下記以外のもの
従量型	当社が測定した利用速度に基づいて算定した料金の支払を要するもの

備考

- 従量型のものについては、品質による区別がクラス1のコース1のものであって、400Mb/sの品目に限り提供します。
- 利用速度は、次表に定める最大送信速度又は最大受信速度のうち、大きい方の値とし、当社の機器により測定します。

区 別	内 容
最大送信速度	測定対象期間において、契約者回線等の終端からコンピュータ通信網サービス取扱所への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値
最大受信速度	測定対象期間において、コンピュータ通信網サー

ビス取扱所から契約者回線等の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値

3 2の表に規定する測定対象期間は、暦月の初日から末日までとします。

ただし、暦月の初日以外に提供を開始した場合は、その提供を開始した日から、暦月の末日以外に解除があった場合は、その解除のあった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の場合は、一日間）とします。

4 当社は、利用速度に1Mbit/s未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

5 従量制のコンピュータ通信網の利用に係る部分の料金額については、利用速度が100Mb/sまでの場合は、最低利用料のみを適用し、利用速度が100Mb/sを超える場合は、最低利用料と従量利用料を合算して適用します。

イ 保守の態様による細目

サービスクラスによる区別

サービスクラスによる区別は、イーサネット方式のもので、クラス2の共用型のもの（Ⅱ型のものに限りません。）及びクラス3のもの（最低伝送速度が100Mb/sのものを除きます。）にあります。

区 別	内 容
保守クラス 1	下記以外のもの
保守クラス 2	コンピュータ通信網サービス取扱所の営業時間外に、その回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理復旧を行うもの

(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア 第1種コンピュータ通信網サービスについては、異経路によるもの及び長期継続利用割引の適用によるものを除いて、最低利用期間があります。

イ 第1種契約者は、最低利用期間内に第1種契約の解除があった場合は、約款第43条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（付加機能使用料及び機器使用料を除きます。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。

ウ 第1種契約者は、最低利用期間内に第1種コンピュータ通信網サービスの品目、通信又は保守の態様による細目の変更又は契約者回線の移転があった場合は、その品目の変更又は移転についての変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただ

	<p>きます。</p> <p>エ ウの場合に品目、通信又は保守の態様による細目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>									
(5) 契約者回線の 終端が加入区域 外にある場合の 料金の適用	<p>ア その契約者回線が収容されているコンピュータ通信網サービス取扱所の加入区域を超える地点から引込柱（契約者回線の一端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更、契約者回線数の変更等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ その契約者回線が異経路（(6)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。</p>									
(6) 削除										
(7) 契約者回線が 異経路となった 場合の料金の適 用	<p>ア その契約者回線が直接収容されているコンピュータ通信網サービス取扱所の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>									
(8) 復旧等に伴い 契約者回線の経 路を変更した場 合の料金	<p>故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時にその経路を変更した場合の料金（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>									
(9) 長期継続利用 に係る料金の適 用	<p>ア 当社は、契約者から、その第1種契約に係る契約者回線について、次表に定める期間の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における回線利用料については2の(1)の額から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <p>この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つ選択していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="560 1503 1469 1727"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>継続して 利用する 期間</th> <th>料金の減額（月 額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 3年利用</td> <td>3年間</td> <td>2の(1)の額に0.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 6年利用</td> <td>6年間</td> <td>2の(1)の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第1種契約の申込と同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）には、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は長期継続利用に係る契約者回線について、その第1種契約</p>	種 類	継続して 利用する 期間	料金の減額（月 額）	(ア) 3年利用	3年間	2の(1)の額に0.05を乗じて得た額	(イ) 6年利用	6年間	2の(1)の額に0.11を乗じて得た額
種 類	継続して 利用する 期間	料金の減額（月 額）								
(ア) 3年利用	3年間	2の(1)の額に0.05を乗じて得た額								
(イ) 6年利用	6年間	2の(1)の額に0.11を乗じて得た額								

	<p>の解除があった場合には、その長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間より長くなる場合に限り行うことができます。</p> <p>キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。</p> <p>この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。</p> <p>ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前に品目、通信又は保守の態様による細目の変更によりその第1種契約に係る定額利用料が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="534 920 1469 1205"> <thead> <tr> <th data-bbox="534 920 818 974">区 分</th> <th data-bbox="818 920 1469 974">支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 974 818 1088">(ア) 品目の変更により料金が減少した場合</td> <td data-bbox="818 974 1469 1088">残余の期間に対応する料金の差額（減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1088 818 1205">(イ) 長期継続利用の廃止があった場合</td> <td data-bbox="818 1088 1469 1205">残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ケ 長期継続利用の開始の日から1年以内（長期継続利用の継続の場合を含みます。）にクの表の(イ)に該当する場合が生じた場合においては、その期間において支払われる料金の総額（同表に基づき算定した支払いを要する額を含みます。）が、その契約者回線が最低利用期間に契約の解除があった場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が別に定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>	区 分	支払いを要する額	(ア) 品目の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額（減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額	(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額
区 分	支払いを要する額						
(ア) 品目の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額（減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額						
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額						
(10) 付加機能に関する料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。						
(11) 回線接続装置の料金の適用	当社の回線接続装置を設置した場合、回線接続装置に係る機器使用料を適用します。						
(12) 回線終端装置の料金の適用	当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る機器使用料を適用します。						
(13) 特別な電気通信設備の料金の適用	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る機器使用料を適用します。						

<p>(14) 配線設備に係る料金の適用</p>	<p>当社が配線設備を提供した場合、次の配線ごとに配線設備に係る機器使用料を適用します。</p> <p>(1) 契約者回線の終端から、1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線</p> <p>(2) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</p>				
<p>(15) 学校に限定した定額利用料の割引の適用</p>	<p>当社は、料金表別表2に規定するところにより学校に限定した定額利用料の割引を適用します。</p>				
<p>(16) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第1種コンピュータ通信網サービスのクラス1（イーサネット方式のコース2のもの及びコース3のものを除きます。）について、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第1種契約者の責めによらない理由により、その第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その第1種契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状況と同程度となる場合を含みます。以下のこの表の（18）欄まで同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第51条（契約者の切分責任）の規定により、その第1種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときは、その第1種契約に係る料金（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、約款第43条（料金の支払義務）第2項第2号及び同条第3項第2号の規定を適用します。</p> <p>（ア）第38条（利用中止）第1項の規定により第1種コンピュータ通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを第1種契約者に通知したとき。</p> <p>（イ）第39条の2（接続休止）の規定により接続休止としたとき。</p> <p>（ウ）天災、事変その他の非常事態が発生したとき。</p> <p>イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）（1）回線使用料に規定する定額利用料の額（この表の（1）欄から（3）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="555 1877 1412 1982"> <thead> <tr> <th>アに規定する状態が連続した時間</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分以上1時間未満</td> <td>1/90</td> </tr> </tbody> </table>	アに規定する状態が連続した時間	料金返還率	30分以上1時間未満	1/90
アに規定する状態が連続した時間	料金返還率				
30分以上1時間未満	1/90				

	<table border="1"> <tr> <td>1時間以上12時間未満</td> <td>1/30</td> </tr> <tr> <td>12時間以上24時間未満</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>24時間以上72時間未満</td> <td>1/5</td> </tr> <tr> <td>72時間以上</td> <td>1</td> </tr> </table>	1時間以上12時間未満	1/30	12時間以上24時間未満	1/10	24時間以上72時間未満	1/5	72時間以上	1
1時間以上12時間未満	1/30								
12時間以上24時間未満	1/10								
24時間以上72時間未満	1/5								
72時間以上	1								
	<p>ウ 当社はイの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>（ア）（イ）以外の場合</p> <p>その暦月におけるその第1種契約にかかる定額利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の2の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第43条第2項第3号の規定により支払を要しないこととなる料金額、この表の（9）欄の規定により減額となる料金額並びに料金表通則の6及び15の規定により割引となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）</p> <p>（イ）その暦月がその第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した暦月であって、その第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合</p> <p>その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>エ アの場合において、その第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（ウの（イ）の規定に該当する場合は、その規定その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>オ この欄の規定による料金の返還とこの表の（17）欄又は（18）欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、（18）欄の規定に定めるところによります。</p>								
(17)サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用	<p>当社は、第1種コンピュータ通信網サービスのクラス1及びクラス3（最低伝送速度が100Mb/sのものに限ります。）について、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が、2の暦月を連続して40ミ秒を超えた場合は、その連続する2の暦月のうちの最終暦月における第1種コンピュータ通信網サービス（その2の暦月を連続して当社が提供</p>								

	<p>しているものに限ります。以下この欄において同じとします。)の定額利用料の額(この表の(1)から(3)までの適用及び料金表通則の2の規定(第43条(料金の支払義務)第2項第3号の規定に係るものを除きます。)による場合は、適用した後の額とし、この表の(9)欄の規定並びに料金表通則の6及び15の規定による場合は、適用前の額とします。)に1/30を乗じて得た額(以下「遅延時間返還料金額」といいます。)をその第1種契約者に返還します。</p> <p>ただし、その第1種コンピュータ通信網サービスについて、天災、事変その他の非常事態が発生したとき又はその2の暦月を連続して利用中止、利用停止若しくは接続休止があったときはこの限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる暦月において、この表の(16)欄又は(18)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(18)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(18)サービス品質(故障通知時間)に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第1種コンピュータ通信網サービスのクラス1(イーサネット方式のコース2のもの及びコース3のものを除きます。)について、次のとおり故障通知時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第1種契約者の責めによらない理由により、その第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことを第1種契約者があらかじめ指定した連絡先(当社とその第1種契約者との協議により定めたものに限ります。以下この欄において同じとします。)に通知しなかったときは、そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における2(料金額)(1)回線使用料に規定する定額利用料の額(この表の(1)欄から(3)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。)に1/30を乗じて得た額(以下「故障通知時間返還料金額」といいます。)をその第1種契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合にはこの限りではありません。</p> <p>(ア) その第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時点において、その第1種コンピュータ通信網サービスについて利用中止又は接続休止としているとき。</p> <p>(イ) その第1種契約者の責めに帰すべき理由又は連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき若しくは天災、事変その他の非常事態が発生したとき。</p> <p>イ 当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下「故障通知時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。</p>

	<p>(ア) (イ) 以外の場合</p> <p>その暦月におけるその第1種契約に係る定額利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の2の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第43条（料金の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、この表の（9）欄の規定により減額となる料金額並びに料金表通則の6及び15の規定により割引となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）</p> <p>(イ) その暦月がその第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した開始した暦月であって、その第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合</p> <p>その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>ウ アの場合において、その第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことをその第1種契約者に通知しなかった場合が1の暦月に（イの（イ）の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。</p> <p>エ この表の（16）から（18）欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間料金返還額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>
--	---

2 料金額

(1) 回線使用料

- ① 削除
- ② 削除
- ③ イーサネット方式のもの
 - ア クラス1のもの
 - (ア) コース1のもの
 - a コンピュータ通信網の利用に係る部分
 - (a) 定額制のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	(税込額)	
10Mb/s のもの	480,000円	(528,000円)
20Mb/s のもの	960,000円	(1,056,000円)
30Mb/s のもの	1,440,000円	(1,584,000円)
40Mb/s のもの	1,920,000円	(2,112,000円)
50Mb/s のもの	2,400,000円	(2,640,000円)
60Mb/s のもの	2,880,000円	(3,168,000円)
70Mb/s のもの	3,360,000円	(3,696,000円)
80Mb/s のもの	3,840,000円	(4,224,000円)
90Mb/s のもの	4,320,000円	(4,752,000円)
100Mb/s のもの	4,800,000円	(5,280,000円)
200Mb/s のもの	9,600,000円	(10,560,000円)
300Mb/s のもの	14,400,000円	(15,840,000円)
400Mb/s のもの	19,200,000円	(21,120,000円)
500Mb/s のもの	24,000,000円	(26,400,000円)
600Mb/s のもの	28,800,000円	(31,680,000円)
700Mb/s のもの	33,600,000円	(36,960,000円)
800Mb/s のもの	38,400,000円	(42,240,000円)
900Mb/s のもの	43,200,000円	(47,520,000円)
1Gb/s のもの	48,000,000円	(52,800,000円)

(b) 従量制のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	区 分	単 位	料 金 額 (税込額)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が400Mb/sのもの	最低利用料	利用速度が100Mb/sまで	5,300,000円 (5,830,000円)
	従量利用料	利用速度が100Mb/sを超える1Mb/sごとに	53,000円 (58,300円)

b 契約者回線の利用に係る部分

(a) 定額制のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税込額)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が10Mb/sのもの	158,000円 (173,800円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が20Mb/sから100Mb/sまでのもの	240,000円 (264,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が200Mb/sのもの	390,000円 (429,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が300Mb/sのもの	540,000円 (594,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が400Mb/sのもの	740,000円 (814,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が500Mb/sのもの	890,000円 (979,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が600Mb/sのもの	1,020,000円 (1,122,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が700Mb/sのもの	1,200,000円 (1,320,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が800Mb/sのもの	1,300,000円 (1,430,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が900Mb/sのもの	1,380,000円 (1,518,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が1Gb/sのもの	1,440,000円 (1,584,000円)

(b) 従量制のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税込額)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が400Mb/sのもの	740,000円 (814,000円)

(イ) コース2のもの

a カテゴリー1のもの

(a) コンピュータ通信網の利用に係る部分

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
		(税込額)
0.5Mb/sのもの	20,000円	(22,000円)
1Mb/sのもの	40,000円	(44,000円)
2Mb/sのもの	80,000円	(88,000円)
3Mb/sのもの	120,000円	(132,000円)
4Mb/sのもの	160,000円	(176,000円)
5Mb/sのもの	200,000円	(220,000円)
6Mb/sのもの	240,000円	(264,000円)
7Mb/sのもの	280,000円	(308,000円)
8Mb/sのもの	320,000円	(352,000円)
9Mb/sのもの	360,000円	(396,000円)
10Mb/sのもの	400,000円	(440,000円)
20Mb/sのもの	800,000円	(880,000円)
30Mb/sのもの	1,200,000円	(1,320,000円)
40Mb/sのもの	1,600,000円	(1,760,000円)
50Mb/sのもの	2,000,000円	(2,200,000円)
60Mb/sのもの	2,400,000円	(2,640,000円)
70Mb/sのもの	2,800,000円	(3,080,000円)
80Mb/sのもの	3,200,000円	(3,520,000円)
90Mb/sのもの	3,600,000円	(3,960,000円)
100Mb/sのもの	4,000,000円	(4,400,000円)
200Mb/sのもの	8,000,000円	(8,800,000円)
300Mb/sのもの	12,000,000円	(13,200,000円)
400Mb/sのもの	16,000,000円	(17,600,000円)
500Mb/sのもの	20,000,000円	(22,000,000円)
600Mb/sのもの	24,000,000円	(26,400,000円)
700Mb/sのもの	28,000,000円	(30,800,000円)
800Mb/sのもの	32,000,000円	(35,200,000円)
900Mb/sのもの	36,000,000円	(39,600,000円)
1Gb/sのもの	40,000,000円	(44,000,000円)

(b) 契約者回線の利用に係る部分

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額	
	(税込額)	
コンピュータ通信網の利用に係る品目が 0.5Mb/sから10Mb/sまでのもの	158,000円	(173,800円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が 20Mb/sから100Mb/sまでのもの	240,000円	(264,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が 200Mb/sのもの	390,000円	(429,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が 300Mb/sのもの	540,000円	(594,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が 400Mb/sのもの	740,000円	(814,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が 500Mb/sのもの	890,000円	(979,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が 600Mb/sのもの	1,020,000円	(1,122,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が 700Mb/sのもの	1,200,000円	(1,320,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が 800Mb/sのもの	1,300,000円	(1,430,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が 900Mb/sのもの	1,380,000円	(1,518,000円)
コンピュータ通信網の利用に係る品目が 1Gb/sのもの	1,440,000円	(1,584,000円)

b カテゴリー2のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額	
	(税込額)	
2Mb/sのもの	385,000円	(423,500円)
3Mb/sのもの	567,000円	(623,700円)
4Mb/sのもの	748,000円	(822,800円)
5Mb/sのもの	928,000円	(1,020,800円)

(ウ) コース3のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額	
	(税込額)	
2Mb/sのもの	200,000円	(220,000円)
3Mb/sのもの	240,000円	(264,000円)
4Mb/sのもの	320,000円	(352,000円)
5Mb/sのもの	400,000円	(440,000円)
6Mb/sのもの	480,000円	(528,000円)
7Mb/sのもの	560,000円	(616,000円)
8Mb/sのもの	640,000円	(704,000円)
9Mb/sのもの	720,000円	(792,000円)
10Mb/sのもの	800,000円	(880,000円)

イ クラス2のもの
 (ア) 専用型のもの 削除

(イ) 共用型のもの
 i ii 以外のもの
 a プラン1のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目		区 別		料 金 額 (税込額)	
10Mb/sのもの		タイプ 1		105,000円	(115,500円)
		タイプ 2		120,000円	(132,000円)
		タイプ 3		145,000円	(159,500円)
		タイプ 4		168,000円	(184,800円)
100Mb/sの もの	I 型	タイプ 1		140,000円	(154,000円)
		タイプ 2		160,000円	(176,000円)
		タイプ 3		193,000円	(212,300円)
		タイプ 4		223,000円	(245,300円)
	II 型	タイプ 0	保守クラス 1	46,000円	(50,600円)
			保守クラス 2	43,000円	(47,300円)
		タイプ 1	保守クラス 1	66,000円	(72,600円)
			保守クラス 2	63,000円	(69,300円)
		タイプ 2	保守クラス 1	76,000円	(83,600円)
			保守クラス 2	73,000円	(80,300円)

b プラン2のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)
10Mb/sのもの	165,000円 (181,500円)
100Mb/sのもの	200,000円 (220,000円)

ii IPv6ネイティブのもの
 a プラン1のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目		区 別		料 金 額 (税込額)	
10Mb/sのもの		タイプ 1		105,000円	(115,500円)
100Mb/sの もの	I 型	タイプ 1		140,000円	(154,000円)
	II 型	タイプ 0	保守クラス 1	46,000円	(50,600円)
			保守クラス 2	43,000円	(47,300円)

b プラン2のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)	
10Mb/sのもの	165,000円	(181,500円)
100Mb/sのもの	200,000円	(220,000円)

ウ クラス3のもの

(ア) 品目が1Gb/sのもの

i 最低伝送速度が1Mb/sのもの

a b以外のもの

1 契約者回線ごとに月額

区別	料金額 (税込額)	
	保守クラス1	保守クラス2
タイプ0	98,000円 (107,800円)	95,000円 (104,500円)
タイプ1	118,000円 (129,800円)	115,000円 (126,500円)
タイプ2	138,000円 (151,800円)	135,000円 (148,500円)

b IPv6ネイティブのもの

1 契約者回線ごとに月額

区別	料金額 (税込額)	
	保守クラス1	保守クラス2
タイプ0	98,000円 (107,800円)	95,000円 (104,500円)

ii 最低伝送速度が10Mb/sのもの

a b以外のもの

1 契約者回線ごとに月額

区別	料金額 (税込額)	
	保守クラス1	保守クラス2
タイプ0	176,000円 (193,600円)	173,000円 (190,300円)
タイプ1	196,000円 (215,600円)	193,000円 (212,300円)
タイプ2	216,000円 (237,600円)	213,000円 (234,300円)

b IPv6ネイティブのもの

1 契約者回線ごとに月額

区別	料金額 (税込額)	
	保守クラス1	保守クラス2
タイプ0	176,000円 (193,600円)	173,000円 (190,300円)

iii 最低伝送速度が100Mb/sのもの

1 契約者回線ごとに月額

セキュリティ機能の区別	料金額 (税込額)
プラン1のもの	438,000円 (481,800円)
プラン2のもの	508,300円 (559,130円)

(2) 加算額

月額

料金種別	区 分	単 位	料 金 額 (税込額)	
ア 線路設置 専用料	線路100m までごとに	光配線	1,000円(1,100円)	
イ 異経路の 線路専用料	—	—	別に算定する実費	
備考				
1 線路設置専用料は、区域外線路について適用します。				
2 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則16に定めるところによります。				

(3) 付加機能使用料

月額

区 分		単 位	料 金 額 (税込額)	
電 子 メ ー ル 機 能	電子メール(メールのアドレス(以下「メールアドレス」といいます。))を使用してコンピュータ通信網サービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積又は再生等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができる機能をいいます。	1のメール アドレスごとに	メール蓄積装置において 利用できる容量が 100メガバイトのもの	250円 (275円)
			500メガバイトのもの	320円 (352円)
			1ギガバイトのもの	380円 (418円)
備考				
1 当社は、契約者からの請求に基づき、当社が別に定める数の範囲内において、メールアドレスの割当てを行います。				
2 契約者は、請求により、メールアドレスの変更、メールアドレスの数の変更その他電子メール機能の利用内容の変更を行うことができます。				
電 子 メ ー ル 機 能 (試 用 タ イ プ)	電子メールを利用することができる機能について、当社が別に定める条件により提供するものをいいます。	----	----	
備考				
1 当社は、契約者からの請求に基づき、メールアドレスの割り当てをおこないません。				
2 この欄において「当社が別に定める条件」とは、以下のとおりです。				
(ア) メールアドレスは、契約者ごとに1に限ります。				
(イ) メール蓄積装置において利用できる容量は100メガバイトに限り、容量の変更はできません。				
(ウ) メールアドレスに、独自ドメインは利用できません。				

メ ー ル バ ー チ ャ ル ド ド メ イ ン 機 能	その契約者が所有するドメイン名を、当社のコンピュータ通信網にあらかじめ登録することにより、利用に係る電子メール機能等を、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。	1のメールバーチャルドメイン機能ごとに	2,000 円 (2,200円)
備考	<p>1 電子メール機能及びDNSサーバ機能のプライマリ型を利用している場合に限り提供します。</p> <p>2 メールバーチャルドメイン機能において登録することのできるドメイン名の数は、1に限ります。</p>		
メ ー リ ン グ リ ス ト 機 能	仮想メールアドレス（その契約者があらかじめ当社のコンピュータ通信網に登録したメール着信先の一覧（以下「メーリングリスト」といいます。）に対して当社が割り当てたメールアドレスをいいます。以下同じとします。）宛に送られたメールを、その仮想メールアドレスに対応するメーリングリストに係る着信先に配信する機能をいいます。	1のメーリングリストごとに	1,000 円 (1,100円)
備考	<p>1 メーリングリスト機能において利用することができるメーリングリストの数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>2 当社は、1のメーリングリストに対応して1の仮想アドレスを割り当てます。</p> <p>3 1のメーリングリストにおいて登録することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>4 メーリングリストによる着信先の登録及び変更は、当社が別に定める方法により行っていただきます。</p>		

ホームページ機能	その契約者が、ホームページ（情報公開のためのデータベースをいいます。）を使用して、コンピュータ通信網サービス取扱所に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。	1のホームページ機能ごとに	1,000円 (1,100円)
<p>備考</p> <p>1 ホームページ機能において利用することができる情報蓄積装置の容量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>2 契約者が、その契約に基づき当社に請求することのできるホームページ機能の利用の数は、1に限るものとします。</p>			
ホームページ容量追加機能	基本機能により付与された情報蓄積装置の容量に加え、当社が別に定める単位の容量を追加することができる機能をいいます。	10Gbytesごとに	200円 (220円)
<p>備考</p> <p>1 ホームページ機能を利用している場合に限り提供します。</p> <p>2 契約者が、その契約に基づき当社に請求することのできる情報蓄積装置の追加容量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p>			
ホームページバーチャルドメイン機能	その契約者が所有するドメイン名を、当社のコンピュータ通信網にあらかじめ登録することにより、利用に係るホームページ機能及びホームページ容量追加機能を、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。	1のホームページバーチャルドメイン機能ごとに	2,000円 (2,200円)
<p>備考</p> <p>1 ホームページ機能及びDNSサーバ機能のプライマリ型を利用している場合に限り提供します。</p> <p>2 ホームページバーチャルドメイン機能において登録することのできるドメイン名の数は、1に限ります。</p>			

アラート通知機能	インターネットからの不正アクセスを検出した場合にあらかじめ登録した連絡先に通知する機能をいいます。	1 契約者回線ごとに	10,000円 (11,000円)
	備考 1 第1種契約のクラス2のプラン2又はクラス3のプラン2の契約者に限り提供します。		
侵入防御機能	インターネットからの不正アクセスを検出した場合に自動でそのアクセスを遮断する機能をいいます。	1 契約者回線ごとに	10,000円 (11,000円)
	備考 1 第1種契約のクラス2のプラン2又はクラス3のプラン2の契約者に限り提供します。 2 本機能は、別に定める事業者により提供された情報（不正アクセスのパターン等）をもとに、不正アクセスを検出し遮断します。 3 当社は、不正アクセスの検出及び遮断について、完全性、正確性を保証するものではありません。 4 当社は、本機能の利用により生じた契約者の損害について、一切の責任を負わないものとします。 5 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。		
URLフィルタリング機能	その契約者が、URL（インターネット上に接続されている特定のファイルの場所を指定する文字列をいいます。）に係るカテゴリの情報（以下、「有害サイト」といいます。）をあらかじめ登録することにより、その有害サイトへの接続を行った場合に、有害サイトへの接続を遮断することのできる機能をいいます。	1 契約者回線ごとに	35,000円 (38,500円)
	備考 1 第1種契約のクラス2のプラン2又はクラス3のプラン2の契約者に限り提供します。		

D N S サー バ 機 能	その契約者に係る ドメイン名及びI Pアドレスをあら かじめ当社のドメ イン名管理装置に 登録し、ドメイン ネームシステムに より名前解決をす ることができる機 能をいいます。	プライマリ型	1ゾーン ごとに	2,000円 (2,200円)
		セカンダリ型	1ゾーン ごとに	—
	備考 1 プライマリ型とは、プライマリDNSサーバ及びセカンダリDNSサーバ を利用することができるものをいいます。 2 セカンダリ型とは、セカンダリDNSサーバに限り利用することができる ものをいいます。 3 この機能において登録することができるドメイン名及びIPアドレスにつ いては、当社が別に定めるところによります。 4 ゾーンとは、ドメインネームシステムにおける管理単位をいいます。通 常、1ゾーンはひとつのドメイン又はサブドメインを指します。			
D N S コン ト ロ ール パ ネル 機 能	D N Sサーバ機能（プライマリ型に限 ります）のゾーン情報を、インターネ ットブラウザによりインターネット 経由で変更できる機能をいいます。		1ゾーン ごとに	—
	備考 1 本機能は、DNSサーバ機能（プライマリ型に限ります）の提供を受けて いる契約者から請求を受けた場合に提供します。 2 本機能の利用にかかわらず、契約者は、ゾーン情報の変更についてDNS サーバ機能に係る工事（DNSサーバの設定変更に係るものに限ります）を 請求することによりできるものとします。この場合、工事に係る費用は要し ます。 3 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによりま す。			

DNSSEC機能	DNSサーバ機能に追加して、DNSにおける応答の正当性を検証するための拡張機能をいいます。		1ゾーンごとに	—	
	<p>備考</p> <p>1 本機能は、DNSサーバ機能の提供を受けている契約者から請求を受けた場合に提供します。</p> <p>2 本機能では、DNSSEC対応のゾーン機能及びキャッシュ機能を提供します。</p> <p>3 DNSSEC対応のゾーン機能は、DNSサーバ機能の利用の態様によって以下のとおりとします。</p> <p>(ア) プライマリ型利用の場合、当社がそのゾーン情報に係るドメイン名の指定事業者である場合に限り提供します。</p> <p>(イ) セカンダリ型利用の場合、当社がそのゾーン情報に係るドメイン名の指定事業者でない場合に限り提供します。</p> <p>3 本機能の利用について、当社がドメイン名の正当性を保証するものではありません</p> <p>4 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>				
メール・ウェブホスティング機能	電子メール機能及びホームページ機能を利用することができる機能であって、メールアドレス数による区別があるもの	区分		料金額(税込額)	
				メールセット	ウェブセット
		プラン03	メールアドレス数が3までのもの	680円 (748円)	1,600円 (1,760円)
		プラン10	メールアドレス数が10までのもの	1,500円 (1,650円)	2,400円 (2,640円)
		プラン30	メールアドレス数が30までのもの	3,800円 (4,180円)	4,700円 (5,170円)
	プラン50	メールアドレス数が50までのもの	5,400円 (5,940円)	6,200円 (8,820円)	
<p>備考</p> <p>1 利用することができるホームページ機能の情報蓄積装置の容量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>2 ホームページ機能の情報蓄積装置の基本容量を超える場合は、ホームページ容量追加機能を適用します。</p> <p>3 契約者が、その契約に基づき当社に請求することのできるホームページ機能の利用の数は、1に限るものとします。</p> <p>4 電子メール機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、1のメールアドレスごとに100メガバイトまでとします。</p> <p>5 契約者は、請求により、メール蓄積容量の変更、メールアドレスの変更、メールアドレスの数の変更、メールアドレス数の区分の変更その他電子メール機能の利用内容の変更を行うことができます。</p> <p>6 プラン50を利用している契約者が、50を超えるメールアドレスを利用する場合、プラン50の料金に以下の料金を加算して適用します。</p>					
月額					
区分		単位	料金額(税込額)		
メールアドレス数の追加		追加するメールアドレス数1ごとに	120円 (132円)		
7 メール蓄積容量の変更を行う場合は、以下の料金を加算して適用します。					

					月額
		区分	単位	料金額(税込額)	
		500メガバイトへ変更	1メールアドレスごとに	70円 (77円)	
		1ギガバイトへ変更	1メールアドレスごとに	120円 (132円)	
IPv6 接続機能	IPv4ネイティブの契約者がIPv6対応設備との間に設置した当社の電気通信設備を利用して、IPv6パケットに係る通信を行うことができるようにする機能をいいます。	1契約者回線ごとに	6,000円 (6,600円)		
上り 帯域 追加 機能	契約者回線の終端からコンピュータ通信網サービス取扱所への伝送方向に係る通信について、契約した品目の符号伝送速度を超え、当社が別に定める符号伝送速度までの通信を可能とする機能をいいます。	1契約者回線ごとに	8,000円 (8,800円)		
備考					
1 第1種契約のクラス1のコース1又はクラス2の専用型の契約者回線については、10Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目であって、その契約者回線の終端を当社が別に定める場所とする場合に限り提供します。					
2 当社は、契約者回線（100Mb/s品目に限ります。）の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。					
回線 冗長 化 機能	契約者回線と同等の予備回線、回線切替装置及び制御用回線（100 Mb/sを超えるものに限ります。）を設置し、契約者回線を冗長化する機能をいいます。	1契約者回線ごとに	100Mb/sまでのもの	30,000円 (33,000円)	
			100Mb/sを超えるもの	110,000円 (121,000円)	
備考					
1 当社は、第1種契約者から請求があった場合にのみ、この機能を提供します。					
2 当社は、契約者回線の品目がイーサネット方式のもの（クラス1のコース1のもの、クラス1のコース2のカテゴリー1のもの、又はクラス3のものに限ります。）で、予備回線の品目と同等の場合に限り、この機能を提供します。					
3 1、2項の規定にかかわらず、その契約者回線において契約者回線二重化機能を利用している場合、本機能を利用することはできません。					
4 この機能には、最低利用期間があります。					
5 契約者は、最低利用期間内に回線冗長化機能の廃止があった場合は、約款第43条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。					

6 契約者は、最低利用期間内に品目の変更があった場合は、変更前の付加機能使用料の額から変更後の付加機能使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。					
契約者回線二重化機能	契約者回線を二重化する機能であって、その方法による区別があるもの。	アクト・スタンバイ	1 契約者回線ごとに	100Mb/sまでのもの	30,000 円 (33,000円)
				100Mb/sを超えるもの	110,000円 (121,000円)
		ロードバランス	連係する2つの契約者回線ごとに	—	—
		相互バックアップ	連係する2つの契約者回線ごとに	—	—
備考					
1 当社は、第1種契約者から請求があった場合にのみ、この機能を提供します。ただし、契約者回線の品目がイーサネット方式のもの（プラン2のものを除く）に限ります。					
2 1の規定にかかわらず、その契約者回線において回線冗長化機能を利用している場合、本機能を利用することはできません。					
3 この機能には最低利用期間があります。					
4 契約者は、最低利用期間内に本機能の廃止があった場合は、約款第43条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。					
5 契約者は、最低利用期間内に品目の変更があった場合は、変更前の付加機能使用料の額から変更後の付加機能使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。					
6 アクト・スタンバイとは、契約者回線と同等の予備回線を設置し、経路制御プロトコルにより契約者回線を切り替えるものをいいます。このとき、契約者回線と予備回線を同時に利用することはできません。					
7 ロードバランスとは、2つの契約者回線を連係させることにより、コンピュータ通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向に係る通信を2つの契約者回線へ均等に振り分けるものをいいます。					
8 ロードバランスを利用する場合、契約者は、連係させる2つの契約者回線をあらかじめ当社へ届け出ていただきます。このとき2つの契約者回線は、同じ品目である必要があります。					
9 相互バックアップとは、2つの契約者回線を連係させることにより、一方の契約者回線を他方の契約者回線の予備回線とするように、経路制御プロトコルで相互に補完するものをいいます。					
10 相互バックアップを利用する場合、契約者は、連係させる2つの契約者回線をあらかじめ当社へ届け出ていただきます。この場合、2つの契約者回線は、同じ品目である必要はありません。					
DMZ機能	インターネットなどの外部ネットワークと社内ネットワークなどの内部ネットワークとの中間に隔離された領域を設けられる機能をいいます。				
	備考				
	1 本機能は、第1種契約のクラス2のプラン2又はクラス3のプラン2の契約者に限り提供します。				
2 本機能に係る料金額は、無料とします。					
3 当社は、本機能の内容について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等					

	<p>につき、いかなる保証も行わないものとし、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>4 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) 上記3に定める本機能の内容及び本機能の利用により生じた結果には、伝送速度の一時的な制限及びその超過した符号の全部又は一部の破棄を含みます。</p>					
I P ア ド レ ス 追 加 機 能	I Pアドレスを追加する機能	I Pアドレスを4個付与するもの	1の付与ごとに	2,000円 (2,200円)		
		I Pアドレスを8個付与するもの	1の付与ごとに	12,000円 (13,200円)		
		I Pアドレスを16個付与するもの	1の付与ごとに	24,000円 (26,400円)		
		I Pアドレスを32個付与するもの	1の付与ごとに	36,000円 (39,600円)		
備考	<p>1 本機能は、第1種契約のクラス2のプラン2又はクラス3のプラン2の契約者であって、DMZ機能を利用する場合に限り提供します。</p> <p>2 契約者が利用できるアドレスの数は、当社が付与したアドレスの数から3を減じたものとします。</p> <p>3 当社は、1の契約者回線につき最大2つまで付与いたします。</p> <p>4 当社は、本機能を適用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>					
M y S Q L 機 能	リレーショナルデータベース管理システムの一つであるMySQLを利用できる機能をいいます。	単位		料金額 (税込額)		
		1契約者回線ごとに	1GBごとに	700円 (770円)		
備考	<p>1 利用可能な容量は、最大20GBとします。</p> <p>2 管理ツールとして、phpMyAdminも提供いたします。</p>					
デ ー タ バ ッ ク ア ッ プ 機 能	契約者のデータをバックアップできる機能をいいます。	区分	スケジュール数	保存世代数	最大容量	料金額
		Lite	1	1	10GB	—
		Pro	無制限	無制限	10GBまで	500円 (550円)
					20GBまで	800円 (880円)
					50GBまで	1,500円 (1,650円)
					100GBまで	2,000円 (2,200円)
200GBまで	3,000円 (3,300円)					

能				500GBまで	5,000円 (5,500円)
				1TBまで	8,000円 (8,800円)
				2TBまで	14,000円 (15,400円)
備考					
<p>1 Liteをご利用の場合、10GBを超過するとバックアップを中止します。</p> <p>2 Proをご利用の場合、料金月の最大容量に応じた料金額を適用します。</p> <p>3 区分の変更は、可能です。この場合、Proの最大容量に応じた料金額を適用します。</p>					
備考					
<p>1 上記機能のうち、電子メール機能、メールバーチャルドメイン機能、メールリングリスト機能、ホームページ機能、ホームページ容量追加機能、ホームページバーチャルドメイン機能、メール・ウェブホスティング機能、MySQL機能及びデータバックアップ機能に係るものについては、約款第43条（料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するときを除き、料金表通則2の規定にかかわらず、日割は行いません。</p> <p>2 その取扱いについては、次の通りとします。</p> <p>(a) その提供開始日が料金月の初日のとき その提供開始日を含む料金月から適用します。</p> <p>(b) その提供開始日が料金月の初日以外のとき その提供開始日を含む料金月から適用します。</p> <p>(c) その契約の解除があったとき その契約を解除した日の前日までの料金月について適用します。</p> <p>3 なお、MySQL機能及びデータバックアップ機能に係る料金額は、料金月の翌月に確定し、料金月の翌々月に請求いたします。</p>					

(4) 機器使用料

			月額
料金種別	区 分	単 位	料 金 額 (税込額)
ア 回線接続装置使用料	イーサネット方式のもの	1台ごとに	5,000円 (5,500円)
イ 回線終端装置使用料	イーサネット方式のもの	1台ごとに	60,000円 (66,000円)
ウ 特別電気通信設備使用料	_____	_____	別に算定する実費
エ 配線設備使用料	_____	1配線ごとに	2,000円 (2,200円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則16に定めるところによります。			

II 削除

III 削除

IV 削除

V 第5種コンピュータ通信網サービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容																						
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">0.5Mb/s、1Mb/s から 1Mb/s ごとに 35Mb/s まで、40Mb/s から 5Mb/s ごとに 100Mb/s まで、200Mb/s から 100Mb/s ごとに 900Mb/s まで、及び 1Gb/s のもの</td> <td style="vertical-align: top;">料金表別表に規定する 伝送速度の符号伝送が 可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 第5種コンピュータ通信網サービスに係る通信について、付加機能使用料に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。</p>					品 目	内 容	0.5Mb/s、1Mb/s から 1Mb/s ごとに 35Mb/s まで、40Mb/s から 5Mb/s ごとに 100Mb/s まで、200Mb/s から 100Mb/s ごとに 900Mb/s まで、及び 1Gb/s のもの	料金表別表に規定する 伝送速度の符号伝送が 可能なもの														
品 目	内 容																						
0.5Mb/s、1Mb/s から 1Mb/s ごとに 35Mb/s まで、40Mb/s から 5Mb/s ごとに 100Mb/s まで、200Mb/s から 100Mb/s ごとに 900Mb/s まで、及び 1Gb/s のもの	料金表別表に規定する 伝送速度の符号伝送が 可能なもの																						
(2) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり設備の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">細目</th> <th style="text-align: center;">適用品目</th> <th style="text-align: center;">通信品質 による区 別</th> <th style="text-align: center;">SLAによ る区別</th> <th style="text-align: center;">専用型 と共用 型の区 別</th> <th style="text-align: center;">最低伝送 速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">typeX</td> <td style="vertical-align: top;">10Mb/sから1Mb/s ごとに35Mb/s まで、40Mb/sか ら5Mb/sごとに1 00Mb/sまで、20 0Mb/sから100Mb /sごとに900Mb/ sまで、及び1Gb /sのもの</td> <td style="text-align: center;">クラス1</td> <td style="text-align: center;">コース1</td> <td style="text-align: center;">専用型</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">typeD</td> <td style="vertical-align: top;">0.5Mb/s、1Mb/s から1Mb/sごと に35Mb/sまで、 40Mb/sから5Mb/ sごとに100Mb/s まで、200Mb/s から100Mb/sご とに900Mb/sま で、及び1Gb/s</td> <td style="text-align: center;">クラス1</td> <td style="text-align: center;">コース2</td> <td style="text-align: center;">専用型</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>					細目	適用品目	通信品質 による区 別	SLAによ る区別	専用型 と共用 型の区 別	最低伝送 速度	typeX	10Mb/sから1Mb/s ごとに35Mb/s まで、40Mb/sか ら5Mb/sごとに1 00Mb/sまで、20 0Mb/sから100Mb /sごとに900Mb/ sまで、及び1Gb /sのもの	クラス1	コース1	専用型	-	typeD	0.5Mb/s、1Mb/s から1Mb/sごと に35Mb/sまで、 40Mb/sから5Mb/ sごとに100Mb/s まで、200Mb/s から100Mb/sご とに900Mb/sま で、及び1Gb/s	クラス1	コース2	専用型	-
細目	適用品目	通信品質 による区 別	SLAによ る区別	専用型 と共用 型の区 別	最低伝送 速度																		
typeX	10Mb/sから1Mb/s ごとに35Mb/s まで、40Mb/sか ら5Mb/sごとに1 00Mb/sまで、20 0Mb/sから100Mb /sごとに900Mb/ sまで、及び1Gb /sのもの	クラス1	コース1	専用型	-																		
typeD	0.5Mb/s、1Mb/s から1Mb/sごと に35Mb/sまで、 40Mb/sから5Mb/ sごとに100Mb/s まで、200Mb/s から100Mb/sご とに900Mb/sま で、及び1Gb/s	クラス1	コース2	専用型	-																		

	のもの				
typeS	10Mb/S	クラス 2	コース 3	共用型	1Mb/s
	100Mb/s				10Mb/s
typeR	100Mb/s	クラス 2	コース 3	共用型	1Mb/s
	1Gb/s				10Mb/s
typeB	1Gb/s	クラス 2	コース 3	共用型	100Mb/s
typeM	1Gb/s	クラス 2	コース 3	共用型	1Mb/s

備考

1 セキュリティ機能等による区別

第5種契約者が、約款第37条（当社又は他社の電気通信設備との接続）の規定により電気通信回線設備との接続に際し、セキュリティ交換設備を経由する又は、直接接続による区分があります。

区 別	内 容
I 型	当社がセキュリティ交換設備を設置し、当社 の高速イーサネット専用サービス又は、高速イー サネット網サービス若しくは、ThinkVPNサー ビスに係る電気通信設備と接続するもの
II 型	
III 型	
IV 型	
V 型	第5種契約者が用意する電気通信設備又は、 当社的高速イーサネット専用サービス又は、高 速イーサネット網サービス若しくは、ThinkV PNサービスに係る電気通信設備と接続するも の

備考

- I 型、II 型、III 型、IV 型においては、当社が別に定める技術仕様によります
- 利用者の通信の態様により、I 型、II 型、III 型、IV 型、V 型から選択する必要があります。
- typeXは、V 型のみ選択することができます。

2 通信プロトコルによる区別

区 別	内 容
IPv4ネイティブ	その契約者回線に係る通信にIPv4プロトコル を利用するもの
IPv6ネイティブ	その契約者回線に係る通信にIPv6プロトコル を利用するもの
デュアルスタック	その契約者回線に係る通信にIPv4プロトコル 及びIPv6プロトコルを利用するもの

備考

- IPv6ネイティブ及びデュアルスタックは、その契約者回線に接続する電気通信回線によって利用できない場合があります

す。
 2 IPv4プロトコル及びIPv6プロトコルに係るアドレスの付与等については、当社が別に定めるところによります。

(ア) 細目の区別

(1) 通信品質による区別

区 別	内 容
クラス 1	クラス 2 以外のもの
クラス 2	約者回線に係る区間が通常状態にある場合に、最低伝送速度（契約者回線に係る区間が通常状態にある場合において常に最低限伝送可能な速度を言います。以下同じとします。）の符号伝送が可能なものであって、コンピュータ通信網の状態によって契約者回線に係る区間において品目に係る符号伝送速度まで通信が可能であるもの
備考	

(2) SLA（サービス品質）による区別

区 別	内 容
コース 1	この表の（6）から（8）欄までに規定しているサービス品質に係る料金が適用されるもの
コース 2	この表の（6）から（8）欄までに規定しているサービス品質に係る料金の適用のうち、（7）欄の遅延時間のみが適用されるもの
コース 3	この表の（6）から（8）欄までに規定しているサービス品質に係る料金が適用されないもの
備考	

(3) 専用型と共用型の区別

区 別	内 容
専用型	共用型以外のもの
共用型	収容コンピュータ通信網サービス取扱所の回線収容部を複数の契約者回線数（当社が別に定める数とします。）で共用するもの

備考

- 1 共用型においては、回線収容部に共用する契約者回線数によって、契約した品目の符号伝送速度での通信が行なえないことがあります。
- 2 当社が付与するIPアドレスの数は当社が別に定めるものとします。

3 第5種契約者は、適用品目以上の帯域の電気通信回線若しくは電気通信設備が必要になります。

4 当社的高速イーサネット網サービス又は、ThinkVPNサービスに接続する場合は、別途申込が必要になります。

(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア 第5種コンピュータ通信網サービスについては、長期継続利用割引の適用によるものを除いて最低利用期間があります。

イ 第5種契約者は、最低利用期間内に第5種契約の解除があった場合は、約款第43条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（付加機能使用料を除きます。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。

ウ 第5種契約者は、最低利用期間内に第5種コンピュータ通信網サービスの品目、通信の態様による細目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

エ ウの場合に、品目又は通信の態様による細目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は第5種契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行ないます。

(4) 長期継続利用に係る料金の適用

ア 当社は、契約者から、その第5種契約に係る契約者回線について、次表に定める期間の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における回線利用料については2の(1)の額から同表に規定する額を減額して適用します。

この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめ

いずれか1つ選択していただきます。

種 類	継続して利用する期間	料金の減額（月 額）
(ア) 3 年利用	3 年間	2 の(1)の額に 0.05を乗じて得た額
(イ) 6 年利用	6 年間	2 の(1)の額に 0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第5種契約の申込と同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）には、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は長期継続利用に係る契約者回線について、その第5種契約の解除があった場合には、その長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申出させていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間より長くなる場合に限り行うことができます。

キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。

この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前に、品目、通信の態様による細目の変更によりその第5種契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
(ア) 品目の変更等により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額（減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">場合</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>ケ 長期継続利用の開始の日から1年以内（長期継続利用の継続の場合を含みます。）にクの表の(イ)に該当する場合が生じた場合においては、その期間において支払われる料金の総額（同表に基づき算定した支払いを要する額を含みます。）が、その契約者回線が最低利用期間に契約の解除があった場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が別に定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>	場合	
場合			
<p>(5) 付加機能に関する料金の適用</p>	<p>当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。</p>		
<p>(6) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第5種契約者の責めによらない理由により、その第5種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その第5種契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状況と同程度となる場合を含みます。以下のこの表の(8)欄まで同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第51条（契約者の切分責任）の規定により、その第5種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときは、その第5種契約に係る料金（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、約款第43条（料金の支払義務）第2項第2号及び同条第3項第2号の規定を適用します。</p> <p>(ア) 第38条（利用中止）第1項の規定により第5種コンピュータ通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを第5種契約者に通知したとき。</p> <p>(イ) 第39条の2（接続休止）の規定により接続休止としたとき。</p> <p>(ウ) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき。</p> <p>イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その第5種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）（1）回線使用料に規定する定額利用料の額（この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p>		

	アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
	30分以上1時間未満	1/90
	1時間以上12時間未満	1/30
	12時間以上24時間未満	1/10
	24時間以上72時間未満	1/5
	72時間以上	1

ウ 当社はイの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

（ア）（イ）以外の場合

その暦月におけるその第5種契約にかかる定額利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の2の規定に基づき算出した額とします。））に限りま
す。）の額（第43条第2項第3号の規定により支払を要しない
こととなる料金額、この表の（4）欄の規定により減額となる
料金額並びに料金表通則の6及び15の規定により割引となる
料金額をそれぞれ減じた額とします。）

（イ）その暦月がその第5種コンピュータ通信網サービスの提供
を開始した暦月であって、その第5種コンピュータ通信網サ
ービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じ
た方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、その第5種コンピュータ通信網サービスを
全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（ウの（イ）の
規定に該当する場合は、その規定その規定に係る2の暦月としま
す。以下この欄において同じとします。）において複数回となる
ときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を
返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時
間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還
します。

オ この欄の規定による料金の返還とこの表の（7）欄又は（8）欄
の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復
時間返還料金額の取扱いについては、（8）欄の規定に定めるとこ
ろによります。

（7）サービス品質
（遅延時間）に係
る料金の適用

当社は、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。
ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において
当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1の提供区
間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要
する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が、2の暦月を
連続して40秒を超えた場合は、その連続する2の暦月のうちの

	<p>最終暦月における第5種コンピュータ通信網サービス（その2の暦月を連続して当社が提供しているものに限り、以下この欄において同じとします。）の定額利用料の額（この表の（1）から（2）までの適用及び料金表通則の2の規定（第43条（料金の支払義務）第2項第3号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とし、この表の（4）欄の規定並びに料金表通則の6及び15の規定による場合は、適用前の額とします。）に1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第5種契約者に返還します。</p> <p>ただし、その第5種コンピュータ通信網サービスについて、天災、事変その他の非常事態が発生したとき又はその2の暦月を連続して利用中止、利用停止若しくは接続休止があったときはこの限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる暦月において、この表の（6）欄又は（8）欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、（8）欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>（8）サービス品質（故障通知時間）に係る料金</p>	<p>当社は、次のとおり故障通知時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第5種契約者の責めによらない理由により、その第5種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことを第5種契約者があらかじめ指定した連絡先（当社とその第5種契約者との協議により定めたものに限り、以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における2（料金額）（1）回線使用料に規定する定額利用料の額（この表の（1）欄から（2）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に1/30を乗じて得た額（以下「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその第5種契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合にはこの限りではありません。</p> <p>（ア）その第5種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時点において、その第5種コンピュータ通信網サービスについて利用中止又は接続休止としているとき。</p> <p>（イ）その第5種契約者の責めに帰すべき理由又は連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき若しくは天災、事変その他の非常事態が発生したとき。</p> <p>イ 当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p>

	<p>(ア) (イ) 以外の場合</p> <p>その暦月におけるその第5種契約に係る定額利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の2の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第43条（料金の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、この表の（4）欄の規定により減額となる料金額並びに料金表通則の6及び15の規定により割引となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）</p> <p>(イ) その暦月がその第5種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した開始した暦月であって、その第5種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日その暦月の初日以外の日の場合</p> <p>その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>ウ アの場合において、その第5種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことをその第5種契約者に通知しなかった場合が1の暦月に（イの（イ）の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。</p> <p>エ この表の（6）から（8）欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間料金返還額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>
--	--

2 料金額

(1) 回線使用料

① 基本料

ア typeX

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税込額)	
10Mb/s のもの	480,000円	(528,000円)
20Mb/s のもの	960,000円	(1,056,000円)
30Mb/s のもの	1,440,000円	(1,584,000円)
40Mb/s のもの	1,920,000円	(2,112,000円)
50Mb/s のもの	2,400,000円	(2,640,000円)
60Mb/s のもの	2,880,000円	(3,168,000円)
70Mb/s のもの	3,360,000円	(3,696,000円)
80Mb/s のもの	3,840,000円	(4,224,000円)
90Mb/s のもの	4,320,000円	(4,752,000円)
100Mb/s のもの	4,800,000円	(5,280,000円)
200Mb/s のもの	9,600,000円	(10,560,000円)
300Mb/s のもの	14,400,000円	(15,840,000円)
400Mb/s のもの	19,200,000円	(21,120,000円)
500Mb/s のもの	24,000,000円	(26,400,000円)
600Mb/s のもの	28,800,000円	(31,680,000円)
700Mb/s のもの	33,600,000円	(36,960,000円)
800Mb/s のもの	38,400,000円	(42,240,000円)
900Mb/s のもの	43,200,000円	(47,520,000円)
1Gb/s のもの	48,000,000円	(52,800,000円)

イ typeD

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税込額)	
0.5Mb/s のもの	20,000円	(22,000円)
1Mb/s のもの	40,000円	(44,000円)
2Mb/s のもの	80,000円	(88,000円)
3Mb/s のもの	120,000円	(132,000円)

4Mb/s のもの	160,000円	(176,000円)
5Mb/s のもの	200,000円	(220,000円)
6Mb/s のもの	240,000円	(264,000円)
7Mb/s のもの	280,000円	(308,000円)
8Mb/s のもの	320,000円	(352,000円)
9Mb/s のもの	360,000円	(396,000円)
10Mb/s のもの	400,000円	(440,000円)
20Mb/s のもの	800,000円	(880,000円)
30Mb/s のもの	1,200,000円	(1,320,000円)
40Mb/s のもの	1,600,000円	(1,760,000円)
50Mb/s のもの	2,000,000円	(2,200,000円)
60Mb/s のもの	2,400,000円	(2,640,000円)
70Mb/s のもの	2,800,000円	(3,080,000円)
80Mb/s のもの	3,200,000円	(3,520,000円)
90Mb/s のもの	3,600,000円	(3,960,000円)
100Mb/s のもの	4,000,000円	(4,400,000円)
200Mb/s のもの	8,000,000円	(8,800,000円)
300Mb/s のもの	12,000,000円	(13,200,000円)
400Mb/s のもの	16,000,000円	(17,600,000円)
500Mb/s のもの	20,000,000円	(22,000,000円)
600Mb/s のもの	24,000,000円	(26,400,000円)
700Mb/s のもの	28,000,000円	(30,800,000円)
800Mb/s のもの	32,000,000円	(35,200,000円)
900Mb/s のもの	36,000,000円	(39,600,000円)
1Gb/s のもの	40,000,000円	(44,000,000円)

ウ typeS

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額	(税込額)
10Mb/s のもの	120,000円	(132,000円)
100Mb/s のもの	170,000円	(187,000円)

エ typeR

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額	(税込額)
-----	-------	-------

100Mb/s のもの	15,000円	(16,500円)
1Gb/s のもの	60,000円	(66,000円)

オ typeB

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税込額)	
1Gb/s のもの	470,000円	(517,000円)

カ typeM

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税込額)	
1Gb/s のもの	20,000円	(22,000円)

② セキュリティ機能等に係る加算額

1 契約者回線ごとに月額

区分	料 金 額 (税込額)	
I 型	30,000円	(33,000円)
II 型	80,000円	(88,000円)
III 型	130,000円	(143,000円)
IV 型	230,000円	(253,000円)
V 型	別 途 見 積	

備考

本区分による料金は、基本料と合算して請求します。

(2) 付加機能使用料

区 分		単 位	月 額	
			料 金 額 (税込額)	
電 子 メ ー ル 機 能	電子メール(メールのアドレス(以下「メールアドレス」といいます。))を使用してコンピュータ通信網サービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積又は再生等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができる機能をいいます。	1のメール アドレスごとに	メール蓄積装置において 利用できる容量が 100メガバイトのもの	250 円 (275円)
			500メガバイトのもの	320 円 (352円)
			1ギガバイトのもの	380 円 (418円)
備 考	<p>1 当社は、契約者からの請求に基づき、当社が別に定める数の範囲内において、メールアドレスの割当てを行います。</p> <p>2 契約者は、請求により、メールアドレスの変更、メールアドレスの数の変更その他電子メール機能の利用内容の変更を行うことができます。</p>			
電 子 メ ー ル 機 能 (試 用 タ イ プ)	電子メールを利用することができる機能について、当社が別に定める条件により提供するものをいいます。	----	----	
	備 考	<p>1 当社は、契約者からの請求に基づき、メールアドレスの割り当てをおこないません。</p> <p>2 この欄において「当社が別に定める条件」とは、以下のとおりです。</p> <p>(ア) メールアドレスは、契約者ごとに1に限ります。</p> <p>(イ) メール蓄積装置において利用できる容量は100メガバイトに限り、容量の変更はできません。</p> <p>(ウ) メールアドレスに、独自ドメインは利用できません。</p>		

メ ー ル バ ー チ ャ ル ド ド メ イ ン 機 能	その契約者が所有するド メイン名を、当社のコン ピュータ通信網にあらか じめ登録することによ り、利用に係る電子メ ール機能等を、そのドメ イン名により利用するこ とができる機能をいま す。	1のメールバ ーチャルドメ イン機能ごと に	2,000 円 (2,200円)
備 考	<p>1 電子メール機能及びDNSサーバ機能のプライマリ型を利用している 場合に限り提供します。</p> <p>2 メールバーチャルドメイン機能において登録することのできるドメイ ン名の数は、1に限ります。</p>		
メ ー リ ン グ リ ス ト 機 能	仮想メールアドレス（そ の契約者があらかじめ当 社のコンピュータ通信網 に登録したメール着信先 の一覧（以下「メーリン グリスト」といいま す。）に対して当社が割 り当てたメールアドレス をいいます。以下同じと します。）宛に送られた メールを、その仮想メ ールアドレスに対応するメ ーリングリストに係る着 信先に配信する機能をい います。	1のメーリン グリストごと に	1,000 円 (1,100円)
備 考	<p>1 メーリングリスト機能において利用することができるメーリングリス トの数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>2 当社は、1のメーリングリストに対応して1の仮想アドレスを割り当 てます。</p> <p>3 1のメーリングリストにおいて登録することができる着信先の数は、 当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>4 メーリングリストによる着信先の登録及び変更は、当社が別に定める 方法により行っていただきます。</p>		

ホームページ機能	その契約者が、ホームページ（情報公開のためのデータベースをいいます。）を使用して、コンピュータ通信網サービス取扱所に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。	1のホームページ機能ごとに	1,000円 (1,100円)
備考	<p>1 ホームページ機能において利用することができる情報蓄積装置の容量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>2 契約者が、その契約に基づき当社に請求することのできるホームページ機能の利用の数は、1に限るものとします。</p>		
ホームページ容量追加機能	基本機能により付与された情報蓄積装置の容量に加え、当社が別に定める単位の容量を追加することができる機能をいいます。	10Gbytesごとに	200円 (220円)
備考	<p>1 ホームページ機能を利用している場合に限り提供します。</p> <p>2 契約者が、その契約に基づき当社に請求することのできる情報蓄積装置の追加容量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p>		
ホームページバーチャルドメイン機能	その契約者が所有するドメイン名を、当社のコンピュータ通信網にあらかじめ登録することにより、利用に係るホームページ機能及びホームページ容量追加機能を、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。	1のホームページバーチャルドメイン機能ごとに	2,000円 (2,200円)
備考	<p>1 ホームページ機能及びDNSサーバ機能のプライマリ型を利用している場合に限り提供します。</p> <p>2 ホームページバーチャルドメイン機能において登録することのできるドメイン名の数は、1に限ります。</p>		

アラート通知機能	インターネットからの不正アクセスを検出した場合にあらかじめ登録した連絡先に通知する機能をいいます。	1 契約者回線ごとに	10,000円 (11,000円)
	備考	本機能は、セキュリティ機能等による区分が、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型の契約者に限り提供します。	
侵入防御機能	インターネットからの不正アクセスを検出した場合に自動でそのアクセスを遮断する機能をいいます。	1 契約者回線ごとに	10,000円 (11,000円)
	備考	<p>1 本機能は、セキュリティ機能等による区分が、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型の契約者に限り提供します。2 本機能は、別に定める事業者により提供された情報（不正アクセスのパターン等）をもとに、不正アクセスを検出し遮断します。</p> <p>3 当社は、不正アクセスの検出及び遮断について、完全性、正確性を保証するものではありません。</p> <p>4 当社は、本機能の利用により生じた契約者の損害について、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>5 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>	
URLフィルタリング機能	その契約者が、URL（インターネット上に接続されている特定のファイルの場所を指定する文字列をいいます。）に係るカテゴリの情報（以下、「有害サイト」といいます。）をあらかじめ登録することにより、その有害サイトへの接続を行った場合に、有害サイトへの接続を遮断することのできる機能をいいます。	1 契約者回線ごとに	35,000円 (38,500円)
	備考	本機能は、セキュリティ機能等による区分が、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型の契約者に限り提供します。	

DNSサーバ機能	その契約者に係るドメイン名及びIPアドレスをあらかじめ当社のドメイン名管理装置に登録し、ドメインネームシステムにより名前解決をすることができる機能をいいます。	プライマリ型	1ゾーンごとに	2,000円 (2,200円)
		セカンダリ型	1ゾーンごとに	—
備考 1 プライマリ型とは、プライマリDNSサーバ及びセカンダリDNSサーバを利用することができるものをいいます。 2 セカンダリ型とは、セカンダリDNSサーバに限り利用することができるものをいいます。 3 この機能において登録することができるドメイン名及びIPアドレスについては、当社が別に定めるところによります。 4 ゾーンとは、ドメインネームシステムにおける管理単位をいいます。通常、1ゾーンはひとつのドメイン又はサブドメインを指します。				
DNSコントロールパネル機能	DNSサーバ機能（プライマリ型に限ります）のゾーン情報を、インターネットブラウザによりインターネット経由で変更できる機能をいいます。		1ゾーンごとに	—
	備考 1 本機能は、DNSサーバ機能（プライマリ型に限ります）の提供を受けている契約者から請求を受けた場合に提供します。 2 本機能の利用にかかわらず、契約者は、ゾーン情報の変更についてDNSサーバ機能に係る工事（DNSサーバの設定変更に係るものに限ります）を請求することによりできるものとします。この場合、工事に係る費用は要します。 3 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。			

DNSSEC機能	DNSサーバ機能に追加して、DNSにおける応答の正当性を検証するための拡張機能があります。		1ゾーンごとに	—	
	<p>備考</p> <p>1 本機能は、DNSサーバ機能の提供を受けている契約者から請求を受けた場合に提供します。</p> <p>2 本機能では、DNSSEC対応のゾーン機能及びキャッシュ機能を提供します。</p> <p>3 DNSSEC対応のゾーン機能は、DNSサーバ機能の利用の態様によって以下のとおりとします。</p> <p>(ア) プライマリ型利用の場合、当社がそのゾーン情報に係るドメイン名の指定事業者である場合に限り提供します。</p> <p>(イ) セカンダリ型利用の場合、当社がそのゾーン情報に係るドメイン名の指定事業者でない場合に限り提供します。</p> <p>3 本機能の利用について、当社がドメイン名の正当性を保証するものではありません</p> <p>4 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>				
メール・ウェブホスティング機能	電子メール機能及びホームページ機能を利用することができる機能であって、メールアドレス数による区別があるもの	区分		料金額（税込額）	
				メールセット	ウェブセット
		プラン03	メールアドレス数が3までのもの	680円 (748円)	1,600円 (1,760円)
		プラン10	メールアドレス数が10までのもの	1,500円 (1,650円)	2,400円 (2,640円)
		プラン30	メールアドレス数が30までのもの	3,800円 (4,180円)	4,700円 (5,170円)
	プラン50	メールアドレス数が50までのもの	5,400円 (5,940円)	6,200円 (8,820円)	
<p>備考</p> <p>1 利用することができるホームページ機能の情報蓄積装置の容量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>2 ホームページ機能の情報蓄積装置の基本容量を超える場合は、ホームページ容量追加機能を適用します。</p> <p>3 契約者が、その契約に基づき当社に請求することのできるホームページ機能の利用の数は、1に限るものとします。</p> <p>4 電子メール機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、1のメールアドレスごとに100メガバイトまでとします。</p> <p>5 契約者は、請求により、メール蓄積容量の変更、メールアドレスの変更、メールアドレスの数の変更、メールアドレス数の区分の変更その他電子メール機能の利用内容の変更を行うことができます。</p> <p>6 プラン50を利用している契約者が、50を超えるメールアドレスを利用する場合、プラン50の料金に以下の料金を加算して適用します。</p>					
月額					
区分		単位	料金額（税込額）		
メールアドレス数の追加		追加するメールアドレス数1ごとに	120円 (132円)		

	<p>7 メール蓄積容量の変更を行う場合は、以下の料金を加算して適用します。</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1" data-bbox="288 264 1332 461"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500メガバイトへ変更</td> <td>1 メールアドレスごとに</td> <td>70円 (77円)</td> </tr> <tr> <td>1ギガバイトへ変更</td> <td>1 メールアドレスごとに</td> <td>120円 (132円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 メールセットは、電子メール機能のみを利用することができるものをいい、ウェブセットは、電子メール機能及びホームページ機能を利用することができるものをいいます。</p>			区分	単位	料金額（税込額）	500メガバイトへ変更	1 メールアドレスごとに	70円 (77円)	1ギガバイトへ変更	1 メールアドレスごとに	120円 (132円)
区分	単位	料金額（税込額）										
500メガバイトへ変更	1 メールアドレスごとに	70円 (77円)										
1ギガバイトへ変更	1 メールアドレスごとに	120円 (132円)										
I P v 6 接 続 機 能	IPv4ネイティブの契約者が IPv6対応設備との間に設置した当社の電気通信設備を利用して、IPv6パケットに係る通信を行うことができるようにする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに	6,000円 (6,600円)									
D	インターネットなどの外部ネットワークと社内ネットワークなどの内部ネットワークとの中間に隔離された領域を設けられる機能をいいます。											

DMZ機能

備考			
1 本機能は、セキュリティ機能等による区分が、I型、II型、III型、IV型の契約者に限り提供します。			
2 本機能には、提供する形態により、以下の区分があります。			
区 分	単 位	料金額（税込額）	
回線重畳型	契約者回線ごとに、1を超える1のポートごとに月額	5,000円 (5,500円)	
専用回線型	契約者回線ごとに、1を超える1のポートごとに月額	5,000円 (5,500円)	
3 契約者は、本機能の提供に係る請求を行うときは、提供形態の区分を選択していただきます。			
4 契約者は、専用回線型を選択する場合には、契約者回線と接続している電気通信回線とは別に、1のポートごとにセキュリティ交換設備と接続する回線（当社が別に定めるサービスに限りです。以下、この欄において「専用回線」といいます。）を準備していただきます。この場合、専用回線に係る工事費、回線使用料等の費用は、当該サービスの契約約款に基づき、契約者に負担していただきます。ただし、当社のレンタルサーバサービスとセキュリティ交換設備を接続する場合は、当該専用回線に係る費用の支払いを要しません。			
5 当社は、本機能の内容について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。			
6 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。			
(注) 上記4に定めるサービスは、当社的高速イーサネット網サービス、Think-V PNサービス、高速イーサネット専用サービスをいいます。			
(注) 上記5に定める本機能の内容及び本機能の利用により生じた結果には、伝送速度の一時的な制限及びその超過した符号の全部又は一部の破棄を含みます。			

IPアドレス追加機能	IPアドレスを追加する機能	IPアドレスを4個付与するもの	1の付与ごとに	2,000円 (2,200円)
		IPアドレスを8個付与するもの	1の付与ごとに	12,000円 (13,200円)
		IPアドレスを16個付与するもの	1の付与ごとに	24,000円 (26,400円)
		IPアドレスを32個付与するもの	1の付与ごとに	36,000円 (39,600円)

備考			
1 本機能は、セキュリティ機能等による区分が、I型、II型、III型、IV型の契約者であって、DMZ機能を利用する場合に限り提供します。			
2 契約者が利用できるアドレスの数は、当社が付与したアドレスの数から3を減じたものとします。			
2 当社は、1の契約者回線につき最大2つまで付与いたします。			
3 当社は、本機能を適用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。			

M y S Q L 機 能	リレーショナルデータベース管理システムの一つであるMySQLを利用できる機能をいいます。	単位			料金額 (税込額)	
		1 契約者回線ごとに	1GBごとに		700円 (770円)	
備考 1 利用可能な容量は、最大20GBとします。 2 管理ツールとして、phpMyAdminも提供いたします。						
デ ー タ バ ッ ク ア ッ プ 機 能	契約者のデータをバックアップできる機能をいいます。	区分	スケジュール数	保存世代数	最大容量	料金額
		Lite	1	1	10GB	—
	Pro	無制限	無制限	10GBまで	500円 (550円)	
				20GBまで	800円 (880円)	
				50GBまで	1,500円 (1,650円)	
				100GBまで	2,000円 (2,200円)	
				200GBまで	3,000円 (3,300円)	
				500GBまで	5,000円 (5,500円)	
				1TBまで	8,000円 (8,800円)	
				2TBまで	14,000円 (15,400円)	
備考 1 Liteをご利用の場合、10GBを超過するとバックアップを中止します。 2 Proをご利用の場合、料金月の最大容量に応じた料金額を適用します。 3 区分の変更は、可能です。この場合、Proの最大容量に応じた料金額を適用します。						
備考 1 上記機能のうち、電子メール機能、メールバーチャルドメイン機能、メールリングリスト機能、ホームページ機能、ホームページ容量追加機能、ホームページバーチャルドメイン機能、メール・ウェブホスティング機能、MySQL機能及びデータバックアップ機能に係るものについては、約款第43条（料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するときを除き、料金表通則2の規定にかかわらず、日割は行いません。 2 その取扱いについては、次の通りとします。 (a) その提供開始日が料金月の初日のとき その提供開始日を含む料金月から適用します。 (b) その提供開始日が料金月の初日以外のとき その提供開始日を含む料金月から適用します。 (c) その契約の解除があったとき その契約を解除した日の前日までの料金月について適用します。 3 なお、MySQL機能及びデータバックアップ機能に係る料金額については、料						

金月の翌月に確定し、料金月の翌々月に請求いたします。

第2 削除

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容																		
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる契約者回線等において、1の工事ごとに適用します。																		
(2) 品目の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事に適用し、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。																		
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約者回線の設置等に係る工事</td> <td>第1種契約のプラン1の共用型（Ⅱ型）のものについて、契約者回線の設置、品目等の変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 配線設備に係る工事</td> <td>配線設備の設置、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 端末設備に係る工事</td> <td>端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 回線接続等に係る工事</td> <td>収容コンピュータ通信網サービス取扱所の主配線盤等において、契約者回線の接続等の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>オ 付加機能に係る工事</td> <td>契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。</td> </tr> <tr> <td>カ 契約者回線の一時中断に係る工事</td> <td>契約者回線、配線設備又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>キ 付加機能の一時中断に係る工事</td> <td>付加機能の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>第1種契約のプラン1の共用型（Ⅱ型）のものについては、配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費及び回線接続等に係る工事費は適用しません。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適用	ア 契約者回線の設置等に係る工事	第1種契約のプラン1の共用型（Ⅱ型）のものについて、契約者回線の設置、品目等の変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ 配線設備に係る工事	配線設備の設置、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	ウ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	エ 回線接続等に係る工事	収容コンピュータ通信網サービス取扱所の主配線盤等において、契約者回線の接続等の工事を要する場合に適用します。	オ 付加機能に係る工事	契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。	カ 契約者回線の一時中断に係る工事	契約者回線、配線設備又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。	キ 付加機能の一時中断に係る工事	付加機能の利用の一時中断を行う場合に適用します。	備考	第1種契約のプラン1の共用型（Ⅱ型）のものについては、配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費及び回線接続等に係る工事費は適用しません。
工事の区分	適用																		
ア 契約者回線の設置等に係る工事	第1種契約のプラン1の共用型（Ⅱ型）のものについて、契約者回線の設置、品目等の変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。																		
イ 配線設備に係る工事	配線設備の設置、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。																		
ウ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。																		
エ 回線接続等に係る工事	収容コンピュータ通信網サービス取扱所の主配線盤等において、契約者回線の接続等の工事を要する場合に適用します。																		
オ 付加機能に係る工事	契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。																		
カ 契約者回線の一時中断に係る工事	契約者回線、配線設備又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。																		
キ 付加機能の一時中断に係る工事	付加機能の利用の一時中断を行う場合に適用します。																		
備考	第1種契約のプラン1の共用型（Ⅱ型）のものについては、配線設備に係る工事費、端末設備に係る工事費及び回線接続等に係る工事費は適用しません。																		
(4) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。																		

2 工事費の額

工 事 の 種 類		単 位	工事費の額 (税込額)		
契約者回線の設置等に係る工事		一つの工事ごとに	50,000円	(55,000円)	
配線設備に係る工事		一つの工事ごとに	12,000円	(13,200円)	
端末設備に係る工事	回線接続装置に係るもの	一つの工事ごとに	8,000円	(8,800円)	
	回線終端装置に係るもの		20,000円	(22,000円)	
回線接続等に係る工事	下記以外のもの	一つの工事ごとに	2,500円	(2,750円)	
	第1種契約のプラン2又は第5種契約に係るもの		80,000円	(88,000円)	
	設定変更に係るもの		20,000円	(22,000円)	
付加機能に係る工事	電子メール機能	下記以外のもの	一つの工事ごとに	3,000円	(3,300円)
		基本メールの設定及び変更	一つのアドレスごとに	500円	(550円)
		バーチャルドメイン機能設定	一つの工事ごとに	3,000円	(3,300円)
		メーリングリスト機能設定		3,000円	(3,300円)
	ホームページ機能	下記以外のもの	一つの工事ごとに	3,000円	(3,300円)
		基本ホームページ設定		1,000円	(1,100円)
		ホームページ容量追加		1,000円	(1,100円)
		バーチャルドメイン機能設定		3,000円	(3,300円)
	アラート通知機能	下記以外のもの	一つの工事ごとに	10,000円	(11,000円)
		設定変更に係るもの		6,500円	(7,150円)

侵入防御機能	下記以外のもの	一つの工事ごとに	10,000円	(11,000円)
	設定変更に係るもの		6,500円	(7,150円)
URLフィルタリング機能	下記以外のもの	一つの工事ごとに	10,000円	(11,000円)
	設定変更に係るもの		6,500円	(7,150円)
DNSサーバ機能	プライマリDNSサーバの設定に係るもの	一つのゾーンごとに	5,000円	(5,500円)
	セカンダリDNSサーバの設定に係るもの	一つのゾーンごとに	1,000円	(1,100円)
	DNSサーバの設定変更に係るもの	一つのゾーンごとに	1,500円	(1,650円)
DNSコントロールパネル機能	DNSコントロールパネル機能の設定に係るもの	一つのゾーンごとに	—	(—)
	DNSコントロールパネル機能の設定の変更に係るもの	一つのゾーンごとに	—	(—)
DNSSEC機能	プライマリDNSサーバの設定に係るもの	一つのゾーンごとに	10,000円	(11,000円)
	セカンダリDNSサーバに係るもの	一つのゾーンごとに	2,000円	(2,200円)
	鍵の更新に係るもの	一つのゾーンごとに	—	(—)
IPv6接続機能	IPv6接続の設定に係るもの	一つの工事ごとに	30,000円	(33,000円)

	IPv6接続の設定変更に係るもの	一つの工事ごとに	4,000円	(4,400円)
上り帯域追加機能	上り帯域追加機能の設定に係るもの	一つの工事ごとに	30,000円	(33,000円)
回線冗長化機能	下記以外の場合	一つの工事ごとに	30,000円	(33,000円)
	契約者回線の新設、端末設備に係る工事を伴う品目変更又は移転と同時に工事を行う場合	一つの工事ごとに	7,500円	(8,250円)
契約者回線二重化機能	下記以外の場合	一つの工事ごとに	30,000円	(33,000円)
	契約者回線の新設、端末設備に係る工事を伴う品目変更又は移転と同時に工事を行う場合	一つの工事ごとに	7,500円	(8,250円)
	取扱所交換設備に係る工事のみをおこなう場合	一つの工事ごとに	7,500円	(8,250円)
DMZ機能	DMZ機能の設定を行う場合	一つの工事ごとに	10,000円	(11,000円)
	DMZ機能の設定変更を行う場合	一つの工事ごとに	6,500円	(7,150円)
MySQL機能	MySQL機能の設定又は変更を行う場合	一つの工事ごとに	5,500円	(6,050円)
データベースバックアップ機能	データベースバックアップ機能の設定又は変更を行う場合	一つの工事ごとに	5,500円	(6,050円)
契約者回線等の利用の一時中断に係る工事		一つの工事ごとに	6,500円	(7,150円)
付加機能の一時中断に係る工事		一つの工事ごとに	1,000円	(1,100円)

備考

1. 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。
2. 短期第1種契約の場合の工事費は、前表2の工事費の額と同額とします。
3. 当社は、契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事をしたい旨の申出があった場合で、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行う場合があります。この場合の割増工事費の額は、前表2の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

対象となる工事	工事を施行する時間帯	割増工事費の額
回線接続等に係る工事のうち、第1種契約のプラン2又は第5種契約に係るもの 付加機能に係る工事のうち、アラート通知機能又は侵入防御機能又はURLフィルタリング機能に係るもの	コンピュータ通信網サービス取扱所の営業時間外（休日（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日）をいいます。）にあつては終日、休日以外の場合には午後5時から翌日午前9時まで）	その工事に関する工事費の額に1.5を乗じた額

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路又は短期第1種契約の新設した線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の契約者回線の終端が区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p> <p>ウ 当社が別に定める耐用年数を経過した場合であって、当社が別に定める技術基準を維持できなくなり、その線路の取替が必要となったときは、再度線路設置費を再算定します。</p>
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにコンピュータ通信網契約を締結して、その場所でコンピュータ通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 200px;"> 新たに提供を受けるコンピュータ通信網サービスに係るコンピュータ通信網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 200px;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </div> </div> <p>イ コンピュータ通信網サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 200px;"> 変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 200px;"> 変更前の品目の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </div> </div> <p>ウ ア又はイの規定は、契約者回線が異経路となる場合は準用しません。</p>

(3) 個人から法人への変更等の場合の線路設置費の適用	<p>契約者について次の変更があったことに伴い、そのコンピュータ通信網契約を解除し、新たにコンピュータ通信網契約の申込みをしてその承諾を受けた場合において、同一の場所でその契約者回線を新たに工事を要することなく、引き続き利用することができるとき（その契約者の義務の同一性及び継続性が認められる場合に限ります。）は約款第45条（線路設置費の支払義務）の規定にかかわらず、線路設置費の支払いを要しません。</p> <p>ア 個人から法人への変更 イ 契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更 ウ 契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更 エ 契約者である法人格を有しない社団又は財団の代表者の変更 オ その他アからエまでに類する変更</p>
-----------------------------	--

2 線路設置費の額

1 契約者回線につき区域外線路 100mまでごとに

区 分	線 路 設 置 費 の 額 (税込額)
光 配 線	97,000円 (106,700円)

第3 設備費

1 適用

区 分	内 容
(1) 設備費の適用	ア 設備費は、次の設備について適用します。 (ア) 異経路による線路の部分 (イ) 特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

区 分	設備費の額
当該設備ごとに	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則16に定めるところによります。	

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 申請手数料

区 分	単 位	料 金 額 (税込額)
申請手数料	1の申請ごとに	1,000円 (1,100円)

(注1) 上記手数料のほか、JPNIC等への手数料(実費)が必要な場合があります。

(注2) 1の申請ごととは、JPNIC等に当社が申請する単位と同様とします。

第2 ドメイン名維持管理料

月額

区 分	単 位	料金額 (税込額)
ドメイン名維持管理料	JP及びgTLD	500円(550円)
	ccTLD	700円(770円)

備考

料金表通則2の規定にかかわらず、ドメイン名維持管理料の日割は行いません。
その取扱いについては、次の通りとします。

- (a) その提供開始日が料金月の初日のとき
その提供開始日を含む料金月から適用します。
- (b) その提供開始日が料金月の初日以外のとき
その提供開始日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- (c) その契約の解除があったとき
その契約を解除した日の前日までの料金月について適用します。

第3 ルータ等に係る料金等

A ルータ等に係る料金

1 適用

区 分	内 容																
(1) ルータ等の提供に係る料金の適用	<p>ア 当社は契約者について、ルータ等の提供に係る料金を適用します。</p> <p>イ 当社はルータ等の提供に係る料金を適用するにあたって、次のとおりルータ等の種類を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">I 型</td> <td>II 型以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">II 型</td> <td>I 型のルータ等の機能に加えて、当社が別に定める機能の提供を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社はルータ等の提供に係る料金を適用するにあたって、次のとおり保守の態様による細目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オンサイト 「保守タイプ1」</td> <td>当社営業時間外にそのルータ等に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td>オンサイト 「保守タイプ2」</td> <td>そのルータ等に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td>センドバック</td> <td>契約者がルータ等の設置等を行うもので、そのルータ等の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのルータ等の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td> </tr> <tr> <td>コールドスタンバイ</td> <td>契約者がルータ等及びその拠点に係る予備のルータ等の設置等を行うもので、そのルータ等の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのルータ等の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 当社は、ルータ等の種類が I 型のものについては、センドバック又はコールドスタンバイのものに限り提供します。</p> <p>2 当社は、ルータ等の種類が II 型のものについては、オンサイト「保守タイプ1」、オンサイト「保守タイプ2」又はコールドスタンバイのものに限り提供します。</p> <p>3 1 又は 2 に規定するほか、当社が別に定めるところにより、契約者が利用することのできない保守の態様による細目があります。</p>	種類	内 容	I 型	II 型以外のもの	II 型	I 型のルータ等の機能に加えて、当社が別に定める機能の提供を行うことができるもの	区 別	内 容	オンサイト 「保守タイプ1」	当社営業時間外にそのルータ等に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧を行うもの	オンサイト 「保守タイプ2」	そのルータ等に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの	センドバック	契約者がルータ等の設置等を行うもので、そのルータ等の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのルータ等の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの	コールドスタンバイ	契約者がルータ等及びその拠点に係る予備のルータ等の設置等を行うもので、そのルータ等の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのルータ等の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの
	種類	内 容															
	I 型	II 型以外のもの															
	II 型	I 型のルータ等の機能に加えて、当社が別に定める機能の提供を行うことができるもの															
	区 別	内 容															
	オンサイト 「保守タイプ1」	当社営業時間外にそのルータ等に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧を行うもの															
	オンサイト 「保守タイプ2」	そのルータ等に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの															
	センドバック	契約者がルータ等の設置等を行うもので、そのルータ等の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのルータ等の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの															
	コールドスタンバイ	契約者がルータ等及びその拠点に係る予備のルータ等の設置等を行うもので、そのルータ等の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのルータ等の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの															

	<p>エ 当社は、ルータ等の提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>						
<p>(2) オプションサービスの提供に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、ルータ等の提供と合わせて次表に定めるオプションサービスを提供した場合、オプションサービスの提供に係る料金を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="464 360 1481 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 360 528 405">区分</th> <th data-bbox="528 360 1481 405">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 405 528 674">死 活 監 視 サ ー ビ ス</td> <td data-bbox="528 405 1481 674"> <p>このサービスを利用する契約者回線に接続されるルータ等の稼働状況を確認するための監視信号をコンピュータ通信網サービス取扱所内に設置される監視装置からそのルータ等との間において送受信し、そのルータ等が稼働していないおそれがあると当社が判断した場合及びそのルータ等が稼働していないと当社が判断した場合にその旨を契約者に通知するサービス</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 674 528 1346">備 考</td> <td data-bbox="528 674 1481 1346"> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約者は、あらかじめこの死活監視サービスにおいて監視対象とするルータ等のIPアドレス及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。 2 契約者は1の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。 3 監視対象となるルータ等が、契約者回線の終端において物理的に直接接続されていない場合等技術上やむを得ない場合は、監視装置から送出された監視信号が当該ルータ等に到達しないことがあります。 4 契約者は、この死活監視サービスの利用に伴い、その契約者回線に係る通信の伝送速度が低下する状態となる場合があることをあらかじめ承諾していただきます。 5 当社は、第53条（責任の制限）に規定するほか、この死活監視サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定に係わらず、当社が別に定めるところにより、契約者がオプションサービスを利用することができない場合があります。</p> <p>ウ 当社は、オプションサービスの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>	区分	内容	死 活 監 視 サ ー ビ ス	<p>このサービスを利用する契約者回線に接続されるルータ等の稼働状況を確認するための監視信号をコンピュータ通信網サービス取扱所内に設置される監視装置からそのルータ等との間において送受信し、そのルータ等が稼働していないおそれがあると当社が判断した場合及びそのルータ等が稼働していないと当社が判断した場合にその旨を契約者に通知するサービス</p>	備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約者は、あらかじめこの死活監視サービスにおいて監視対象とするルータ等のIPアドレス及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。 2 契約者は1の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。 3 監視対象となるルータ等が、契約者回線の終端において物理的に直接接続されていない場合等技術上やむを得ない場合は、監視装置から送出された監視信号が当該ルータ等に到達しないことがあります。 4 契約者は、この死活監視サービスの利用に伴い、その契約者回線に係る通信の伝送速度が低下する状態となる場合があることをあらかじめ承諾していただきます。 5 当社は、第53条（責任の制限）に規定するほか、この死活監視サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
区分	内容						
死 活 監 視 サ ー ビ ス	<p>このサービスを利用する契約者回線に接続されるルータ等の稼働状況を確認するための監視信号をコンピュータ通信網サービス取扱所内に設置される監視装置からそのルータ等との間において送受信し、そのルータ等が稼働していないおそれがあると当社が判断した場合及びそのルータ等が稼働していないと当社が判断した場合にその旨を契約者に通知するサービス</p>						
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約者は、あらかじめこの死活監視サービスにおいて監視対象とするルータ等のIPアドレス及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。 2 契約者は1の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。 3 監視対象となるルータ等が、契約者回線の終端において物理的に直接接続されていない場合等技術上やむを得ない場合は、監視装置から送出された監視信号が当該ルータ等に到達しないことがあります。 4 契約者は、この死活監視サービスの利用に伴い、その契約者回線に係る通信の伝送速度が低下する状態となる場合があることをあらかじめ承諾していただきます。 5 当社は、第53条（責任の制限）に規定するほか、この死活監視サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 						
<p>(3) 最低利用期間内にルータ等の提供に係る契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア ルータ等には、最低利用期間があります。</p> <p>イ アの最低利用期間は、ルータ等の提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内にルータ等の提供に係る契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（ルータ等使用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 契約者は、最低利用期間内にルータ等の種類の変更又は保守の態様に係る細目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p>						

2 料金額

(1) ルータ等の提供に係るもの

1 の保守の態様による細目ごとに月額

保守の態様に係る細目（区別）	料金額 (税込額)	
	I 型	II 型
オンサイト「保守タイプ1」	—	4,800円 (5,280円)
オンサイト「保守タイプ2」	—	5,000円 (5,500円)
センドバック	1,200円 (1,320円)	—
コールドスタンバイ	2,400円 (2,640円)	8,000円 (8,800円)

(2) オプションサービスに係るもの

月額

	単位	料金額 (税込額)
死活監視サービス	1台ごとに	2,000円 (2,200円)

B ルータ等に係る工事に関する費用

1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなるルータ等において、1の工事ごとに適用します。								
(2) ルータ等の種類の変更、保守の態様による細目の変更又は移転の場合の工事費の適用	ルータ等の種類の変更又は保守の態様による細目の変更の場合の工事費は、変更後のルータ等の種類又は保守の態様による細目に対応するルータ等の取り付けに関する工事を適用し、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。								
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="539 734 1458 1359"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 734 790 790">区分</th> <th data-bbox="790 734 1458 790">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 790 790 981">ルータ等の設置等に係る工事</td> <td data-bbox="790 790 1458 981">ルータ等の保守の態様による細目がオンサイトのものであって、ルータ等の設定、設定変更、設置、種類の変更、保守の態様による細目の変更その他変更等を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 981 790 1205">ルータ等の送付等に係る工事</td> <td data-bbox="790 981 1458 1205">ルータ等の保守の態様による細目がセンドバック又はコールドスタンバイのものであって、ルータ等の設定、設定変更、送付、種類の変更、保守の態様による細目の変更その他変更等を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1205 790 1359">オプションサービスに係る工事</td> <td data-bbox="790 1205 1458 1359">以下のオプションサービスの利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。 (1) 死活監視サービス</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用	ルータ等の設置等に係る工事	ルータ等の保守の態様による細目がオンサイトのものであって、ルータ等の設定、設定変更、設置、種類の変更、保守の態様による細目の変更その他変更等を行う場合に適用します。	ルータ等の送付等に係る工事	ルータ等の保守の態様による細目がセンドバック又はコールドスタンバイのものであって、ルータ等の設定、設定変更、送付、種類の変更、保守の態様による細目の変更その他変更等を行う場合に適用します。	オプションサービスに係る工事	以下のオプションサービスの利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。 (1) 死活監視サービス
区分	適用								
ルータ等の設置等に係る工事	ルータ等の保守の態様による細目がオンサイトのものであって、ルータ等の設定、設定変更、設置、種類の変更、保守の態様による細目の変更その他変更等を行う場合に適用します。								
ルータ等の送付等に係る工事	ルータ等の保守の態様による細目がセンドバック又はコールドスタンバイのものであって、ルータ等の設定、設定変更、送付、種類の変更、保守の態様による細目の変更その他変更等を行う場合に適用します。								
オプションサービスに係る工事	以下のオプションサービスの利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。 (1) 死活監視サービス								

2 工事費の額

1の工事ごとに

工 事 の 種 類		工 事 費 の 額 (税込額)		
ルータ等の設置 等に係る工事	ルータ等の設定が伴う場合	50,000円 (55,000円)		
	上記以外の場合	20,000円 (22,000円)		
ルータ等の送付 等に係る工事	保守の態様による細 目をコールドスタ ンバイへ変更する場合	I型に係るもの		24,000円 (26,400円)
		II型に係るもの		40,000円 (44,000円)
	上記以外の場合	I型に係 るもの	センドバック の場合	24,000円 (26,400円)
			コールドスタ ンバイの場合	48,000円 (52,800円)
		II型に係るもの		80,000円 (88,000円)
オプションサー ビスに係る工事	死活監視サービスに係るもの	50,000円 (55,000円)		
備考				
1 ルータ等の設置等に係る工事は、ルータ等の保守の態様による細目がオンサイトのもの に限り適用します。				
2 ルータ等の送付等に係る工事は、ルータ等の保守の態様による細目がセンドバック又は コールドスタンバイのものに限り適用します。				

第4 電子証明書の設定

1 電子証明書の設定に係る工事に関する費用

区 分	単 位	工事に関する費用 (税込額)
電子証明書の設定に係る工事	一つの工 事ごとに	11,000円 (12,100円)

第5 緊急地震速報配信サービスに係る料金等

A 緊急地震速報配信サービスに係る料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 緊急地震速報配信サービスの提供に係る料金の適用	<p>ア 当社は、緊急地震速報配信サービスの提供に係る料金について、1のライセンス（緊急地震速報配信サービスを専用受信端末に受信することのできる権利であって、1の専用受信端末ごとに提供するものをいいます。以下同じとします。）ごとに適用します。</p> <p>イ 当社は、緊急地震速報配信サービスの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>						
(2) オプションサービスの提供に係る料金の適用	<p>ア 当社は、緊急地震速報配信サービスの提供と合わせて次表に定めるオプションサービスを提供した場合、オプションサービスの提供に係る料金を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="550 797 1508 1962"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 797 619 846">区分</th> <th data-bbox="619 797 1508 846">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 846 619 1151">専用受信端末死活監視サービス</td> <td data-bbox="619 846 1508 1151"> <p>専用受信端末（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）の稼働状況を確認するための監視信号をコンピュータ通信網サービス取扱所内に設置される監視装置からその専用受信端末との間において送受信し、その専用受信端末が稼働していないおそれがあると当社が判断した場合及びその専用受信端末等が稼働していないと当社が判断した場合にその旨を契約者に通知するサービス</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1151 619 1962">備考</td> <td data-bbox="619 1151 1508 1962"> <p>1 契約者は、あらかじめこの専用受信端末死活監視サービスにおいて監視対象とする専用受信端末等のIPアドレス及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。</p> <p>2 契約者は1の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出させていただきます。</p> <p>3 監視対象となる専用受信端末が、契約者回線の終端において物理的に直接接続されていない場合等技術上やむを得ない場合は、監視装置から送出された監視信号が当該ルータ等に到達しないことがあります。</p> <p>4 契約者は、この専用受信端末死活監視サービスの利用に伴い、その契約者回線に係る通信の伝送速度が低下する状態となる場合があることをあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>5 当社は、第54条（責任の制限）に規定するほか、この専用受信端末死活監視サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	専用受信端末死活監視サービス	<p>専用受信端末（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）の稼働状況を確認するための監視信号をコンピュータ通信網サービス取扱所内に設置される監視装置からその専用受信端末との間において送受信し、その専用受信端末が稼働していないおそれがあると当社が判断した場合及びその専用受信端末等が稼働していないと当社が判断した場合にその旨を契約者に通知するサービス</p>	備考	<p>1 契約者は、あらかじめこの専用受信端末死活監視サービスにおいて監視対象とする専用受信端末等のIPアドレス及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。</p> <p>2 契約者は1の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出させていただきます。</p> <p>3 監視対象となる専用受信端末が、契約者回線の終端において物理的に直接接続されていない場合等技術上やむを得ない場合は、監視装置から送出された監視信号が当該ルータ等に到達しないことがあります。</p> <p>4 契約者は、この専用受信端末死活監視サービスの利用に伴い、その契約者回線に係る通信の伝送速度が低下する状態となる場合があることをあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>5 当社は、第54条（責任の制限）に規定するほか、この専用受信端末死活監視サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
区分	内容						
専用受信端末死活監視サービス	<p>専用受信端末（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）の稼働状況を確認するための監視信号をコンピュータ通信網サービス取扱所内に設置される監視装置からその専用受信端末との間において送受信し、その専用受信端末が稼働していないおそれがあると当社が判断した場合及びその専用受信端末等が稼働していないと当社が判断した場合にその旨を契約者に通知するサービス</p>						
備考	<p>1 契約者は、あらかじめこの専用受信端末死活監視サービスにおいて監視対象とする専用受信端末等のIPアドレス及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。</p> <p>2 契約者は1の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出させていただきます。</p> <p>3 監視対象となる専用受信端末が、契約者回線の終端において物理的に直接接続されていない場合等技術上やむを得ない場合は、監視装置から送出された監視信号が当該ルータ等に到達しないことがあります。</p> <p>4 契約者は、この専用受信端末死活監視サービスの利用に伴い、その契約者回線に係る通信の伝送速度が低下する状態となる場合があることをあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>5 当社は、第54条（責任の制限）に規定するほか、この専用受信端末死活監視サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>						

	<p>イ アの規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、契約者がオプションサービスを利用することができない場合があります。</p> <p>ウ 当社は、オプションサービスの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>
(3) 最低利用期間内に緊急地震速報配信サービスの提供に係る契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 緊急地震速報配信サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ アの最低利用期間は、緊急地震速報配信サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に緊急地震速報配信サービスの提供に係る契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（緊急地震速報配信サービス使用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払って頂きます。</p>

2 料金額

(1) 緊急地震速報配信サービス使用料

月額

単位	料金額 (税込額)
1 のライセンスごとに	20,000円 (22,000円)

(2) オプションサービス使用料

月額

	単位	料金額 (税込額)
専用受信端末死活監視サービス	1 台ごとに	3,000円 (3,300円)

B 緊急地震速報配信サービスに係る工事に関する費用

1 適用

区分	内容								
(1) 工事費の適用	<p>ア 緊急地震速報配信サービスに係る工事費は、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 当社は、2（工事費の額）の規定に係わらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>								
(2) 工事費の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用の開始に係る工事</td> <td>緊急地震速報配信サービスの利用を開始する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>設定変更に係る工事</td> <td>緊急地震速報配信サービスの利用内容の変更ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td>オプションサービスに係る工事</td> <td>専用受信端末死活監視サービスの利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用	利用の開始に係る工事	緊急地震速報配信サービスの利用を開始する場合に適用します。	設定変更に係る工事	緊急地震速報配信サービスの利用内容の変更ごとに適用します。	オプションサービスに係る工事	専用受信端末死活監視サービスの利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。
区分	適用								
利用の開始に係る工事	緊急地震速報配信サービスの利用を開始する場合に適用します。								
設定変更に係る工事	緊急地震速報配信サービスの利用内容の変更ごとに適用します。								
オプションサービスに係る工事	専用受信端末死活監視サービスの利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。								

2 工事費の額

工事の種類	1の工事ごとに
	工事費の額（税込額）
利用の開始に係る工事	70,000円（77,000円）
設定変更に係る工事	30,000円（33,000円）
オプションサービスに係る工事	3,000円（3,300円）

料金表別表 イーサネット方式の伝送速度

品 目	伝送速度	品 目	伝送速度
0.5Mb/s	0.5Mbit/s	26Mb/s	26Mbit/s
1Mb/s	1Mbit/s	27Mb/s	27Mbit/s
2Mb/s	2Mbit/s	28Mb/s	28Mbit/s
3Mb/s	3Mbit/s	29Mb/s	29Mbit/s
4Mb/s	4Mbit/s	30Mb/s	30Mbit/s
5Mb/s	5Mbit/s	31Mb/s	31Mbit/s
6Mb/s	6Mbit/s	32Mb/s	32Mbit/s
7Mb/s	7Mbit/s	33Mb/s	33Mbit/s
8Mb/s	8Mbit/s	34Mb/s	34Mbit/s
9Mb/s	9Mbit/s	35Mb/s	35Mbit/s
10Mb/s	10Mbit/s	40Mb/s	40Mbit/s
11Mb/s	11Mbit/s	45Mb/s	45Mbit/s
12Mb/s	12Mbit/s	50Mb/s	50Mbit/s
13Mb/s	13Mbit/s	55Mb/s	55Mbit/s
14Mb/s	14Mbit/s	60Mb/s	60Mbit/s
15Mb/s	15Mbit/s	65Mb/s	65Mbit/s
16Mb/s	16Mbit/s	70Mb/s	70Mbit/s
17Mb/s	17Mbit/s	75Mb/s	75Mbit/s
18Mb/s	18Mbit/s	80Mb/s	80Mbit/s
19Mb/s	19Mbit/s	85Mb/s	85Mbit/s
20Mb/s	20Mbit/s	90Mb/s	90Mbit/s
21Mb/s	21Mbit/s	95Mb/s	95Mbit/s
22Mb/s	22Mbit/s	100Mb/s	100Mbit/s
23Mb/s	23Mbit/s	200Mb/s	200Mbit/s
24Mb/s	24Mbit/s	300Mb/s	300Mbit/s
25Mb/s	25Mbit/s	400Mb/s	400Mbit/s
		500Mb/s	500Mbit/s
		600Mb/s	600Mbit/s
		700Mb/s	700Mbit/s
		800Mb/s	800Mbit/s
		900Mb/s	900Mbit/s
		1Gb/s	1000Mbit/s

料金表別表 2 学校に限定した定額利用料の割引の適用

1 当社は、第1種契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（盲学校、聾学校又は養護学校であって、小学部、中学部又は高等部を有するものを含みます。）、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者である第1種契約者に限ります。）から、その第1種契約に係る契約者回線（イーサネット方式のもののうち共用型のプラン2のものであって、学校の構内又は建物内に終端するものに限ります。）について、学校に限定した割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合は、その定額利用料については、平成24年3月31日までの間は、第1表第1I（第1種コンピュータ通信網サービスに関する料金）2（料金額）の(1)①イ（エコノミークラスのもの）又は(1)③イ（イ）b（プラン2のもの）の定額利用料に代えて、1契約者回線ごとに次表の額を適用します。

(1) 削除

(2) イーサネット方式の共用型のプラン2のもの

URLフィルタリング機能と併せて、以下の料金とします。

品 目	1 契約者回線ごとに月額 料金額	
	(税込額)	
10Mb/sのもの	170,000円	(187,000円)
100Mb/sのもの	205,000円	(225,500円)

2 当社は、この学校限定割引を受けている第1種契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。

(1) 第1種契約者が学校の設置者でなくなったとき。

(2) 移転等により、その契約者回線の終端が学校の構内又は建物内でなくなったとき。

料金表別表 3 高額利用に係る定額利用料の割引の適用

高額利用に係る定額利用料の割引の適用については、以下のとおりとします。

(1) 当社は、次の場合には次表に規定する額の高額利用割引を行います。

ア 契約者からあらかじめ申出のあった1の第1種契約等の料金額（料金表 通則6～8（料金の前払いに伴う料金の減額）、第1表（料金）第1（定額利用料）I（第1種コンピュータ通信網に関する料金）1（適用）、第1表 V（第5種コンピュータ通信網に関する料金）1（適用）による場合は、適用した後の料金額。以下この表において同じとします。）が100万円（税込額110万円）を超えるとき。

イ 契約者からあらかじめ申出のあった1の高額利用指定回線群（契約者が指定する2以上の第1種契約等（その契約者と同一名義のものに限ります。以下この表において同じとします。）に係る契約により構成されるものをいいます。）に係る料金額の合計が100万円（税込額110万円）を超えるとき。

割引額	アに規定する1の第1種契約等の料金額又は、イで規定する1の高額利用指定回線群の料金額の合計、に次表に規定する割引率を乗じて得た額	
	区 分	割引率
	100万円（税込額110万円）を超え 200万円（税込額220万円）までの部分	5.0%
	200万円（税込額220万円）を超え 500万円（税込額550万円）までの部分	7.0%
	500万円（税込額550万円）を超える部分	9.0%

(2) 割引率の計算は、暦月単位で行います。

(3) 高額利用割引は、契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった前日までの期間について適用します。

(4) 当社は、契約者から、その高額利用指定回線群に新たに第1種契約等を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、高額利用指定回線群を構成している第1種契約等をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その高額利用指定回線群を構成する第1種契約等として取り扱います。

(5) (3)から(4)に規定する場合の高額利用割引の対象になるその第1種契約等の料金は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(6) 当社は料金返還やその他の場合において高額利用指定回線群を構成する第1種契約等の1契約当たりの料金の額を確定する必要が生じたときは、その料金の額は次の式により算出します。

$$\begin{array}{l}
 \text{第1種契約等の1契約当たりの料金の額} \\
 = \\
 \text{高額利用割引適用後の} \\
 \text{高額利用指定回線群の} \\
 \text{料金額}
 \end{array}
 \times
 \frac{\text{高額利用割引適用前のその第1種契約等の料金の額}}{\text{高額利用割引適用前的高額利用指定回線群の料金額}}$$

(7) (6)の場合において、高額利用割引適用後の高額利用適用指定回線群の料金額からその高額利用指定回線群を構成するすべての第1種契約等について(6)の算式により算出した1契約当たりの料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社はその残額を契約者が指定する1の第1種契約等の料金額に加算するものとします。

別表 コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項

I 第1種コンピュータ通信網サービス

1 当社が回線接続装置を提供する場合

- (1) 削除
- (2) イーサネット方式のもの

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、 1Mb/s～ 35Mb/s (1Mb/sごとに) 40Mb/s～ 100Mb/s (5Mb/sごとに)	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠 IEEE802.3u 100BASE-TX準拠

2 当社が回線接続装置を提供しない場合

- (1) 削除
- (2) イーサネット方式のもの

品目	物理的条件	相互接続回路	
		符号形式	光出力等
0.5Mb/s、 1Mb/s～ 35Mb/s (1Mb/sごとに) 40Mb/s～ 100Mb/s (5Mb/sごとに)	F04形単心 光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	IEEE802.3準拠	光出力 -8dBm以下(平均値) 使用中心波長 1.31 μm

3 当社が回線終端装置を提供する場合

(1) 削除

(2) イーサネット方式のもの

品 目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
200Mb/s～900Mb/s (100Mb/sごとに) 1Gb/s	1000BASE-SX 接続のもの	LC型単心光ファイバコネクタ (IEC規格61754-20準拠)	IEEE802.3z	1000BASE-SX	準拠
	1000BASE-T 接続のもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3ab	1000BASE-T	準拠

II 削除

III 削除

IV 削除

V 第5種コンピュータ通信網サービス

品 目	物理的条件	伝送方式
0.5Mb/s、 1Mb/s～ 35Mb/s (1Mb/sごとに) 40Mb/s～ 100Mb/s (5Mb/sごとに)	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠 IEEE802.3u 100BASE-TX準拠
200Mb/s～900Mb/s (100Mb/sごとに) 1Gb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成10年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成10年10月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成11年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成12年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成12年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成12年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種コンピュータ通信網サービスの1.5Mb/sの契約者回線については、この改正規定実施の日に、ATM方式以外の通常クラスの契約者回線に移行したものと見なして取り扱います。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種コンピュータ通信網サービスのATM方式以外の契約者回線については、この改正規定実施の日に、高速デジタル方式の契約者回線に移行したものと見なして取り扱います。
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成14年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施に際現に、改正前の規程により提供している第4種コンピュータ通信網サービスの契約者回線については、この改正規程実施の日に、IPアドレスが8個までの契約者回線に移行したものと見なして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成14年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成14年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施際限に、改正前の規定により次表の左欄の品目等に係る第1種契約者又は第3種契約者は、それぞれ同表の右欄に規定する品目に係る第1種契約者又は第3種契約者に移行したものと見なして取り扱います。

実施前の品目等	実施後の品目
第1種コンピュータ通信網サービス 高速デジタル方式のもの ATM方式のもの イーサネット方式のもの	第1種コンピュータ通信網サービス 高速デジタル方式のもの クラス2 ATM方式のもの クラス2 イーサネット方式のもの クラス2 共用型
第3種コンピュータ通信網サービス	第3種コンピュータ通信網サービス クラス2 非対称型

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成14年11月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施際限に、改正前の規定により提供している第1種コンピュータ通信網サービスのイーサネット方式のクラス1の契約者回線については、この改正規定実施の日に、イーサネット方式のクラス1のコース1の契約者回線に移行したものと見なし取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成15年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成15年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(附則の削除)

- 3 平成13年8月1日実施の附則第3項(経過措置)は削除します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成15年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施際限に、改正前の規定により回線終端装置を設置している第1種コンピュータ通信網サービスのイーサネット方式のものに係る契約者回線等については、この改正規定実施の日において、回線接続装置を設置している契約者回線等に移行したものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成15年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成15年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種コンピュータ通信網サービスのイーサネット方式のクラス2の共用型の契約者回線については、この改正規定実施の日に、イーサネット方式のクラス2の共用型のタイプ2の契約者回線に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成16年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種コンピュータ通信網サービスのクラス2の契約者回線については、この改正規定実施の日に、クラス2のプラン1の契約者回線に移行したものとみなして取り扱います。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種コンピュータ通信網サービスのクラス2の共用型の契約者回線については、この改正規定実施の日に、クラス2の共用型のプラン1の契約者回線に移行したものとみなして取り扱います。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年7月12日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種コンピュータ通信網サービスのクラス2の共用型プラン1の契約者回線については、この改正規定実

施の日に、クラス2の共用型（I型）のプラン1の契約者回線に移行したものとみなして取り扱います。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年11月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年2月9日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年3月31日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった

た電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年4月18日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年10月17日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の既定により次表の左欄の品目等に係る第1種契約者又は第3種契約者は、それぞれ同表の右欄に規定する品目に係る第1種契約者又は第3種契約者に移行したものとみなして取扱います。

実施前の品目等	実施後の品目等
第1種コンピュータ通信網サービス ③ イーサネット方式のもの ア クラス1のもの (イ) コース2のもの	第1種コンピュータ通信網サービス ③ イーサネット方式のもの ア クラス1のもの (イ) コース2のもの a カテゴリー2のもの
第3種コンピュータ通信網サービス ア クラス1のもの	第3種コンピュータ通信網サービス ア クラス1のもの (ア) コース1のもの

3 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年11月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年1月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年7月21日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供している第1種コンピュータ通信網サービスのイーサネット方式のクラス3の契約者回線は、この改正規定実施の日にクラス3のプラン1に移行したものとみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年3月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年12月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年6月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年12月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年12月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供している電子メール機能について、無料の扱いを受けているものは、この改正規定実施の日に電子メール機能(試用タイプ)へ、また、無料の扱いを受けていないものは、電子メール機能の100メガバイトのものへ移行したものとみなして取扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年12月7日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年11月13日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供している第3種契約 クラス2のものかつプラン2のものについては、第5種契約typeSの同一品目及びセキュリティ機能等の区分 I 型に移行したものとみなして取扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供しているメール・ウェブホスティング機能は、この改正規定実施の日に、メール・ウェブホスティング機能のウェブセットに移行したものとみなして取扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。